

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月29日
【事業年度】	第4期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
【会社名】	株式会社Kaizen Platform
【英訳名】	Kaizen Platform, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員CEO 須藤 憲司
【本店の所在の場所】	東京都港区白金一丁目27番6号
【電話番号】	03-5909-1151
【事務連絡者氏名】	経理財務部部长 朝井 秀尚
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金一丁目27番6号
【電話番号】	03-5909-1151
【事務連絡者氏名】	経理財務部部长 朝井 秀尚
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	988,239	1,354,946	1,686,361
経常利益又は経常損失 () (千円)	454,667	150,475	36,435
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	459,394	162,646	107,382
包括利益 (千円)	480,772	178,462	53,594
純資産額 (千円)	491,246	1,152,224	2,854,801
総資産額 (千円)	722,829	1,385,204	3,388,956
1株当たり純資産額 (円)	359.77	388.82	185.05
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	75.61	26.77	13.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	11.30
自己資本比率 (%)	67.6	83.2	84.2
自己資本利益率 (%)	-	-	5.4
株価収益率 (倍)	-	-	101.37
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	448,798	68,308	120,022
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	70,709	142,329	265,003
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	75,006	762,288	1,886,762
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	381,131	930,148	2,660,345
従業員数 (人)	54	59	62
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(5)	(3)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第2期及び第3期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
- 第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2020年12月22日付をもって東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から第4期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 第2期及び第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 第2期及び第3期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
- 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を外数で記載しております。
- 第2期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	454,769	943,434	1,299,370	1,646,841
経常損失 () (千円)	113,256	498,123	234,543	35,886
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	188,522	513,990	249,061	36,123
資本金 (千円)	273,999	273,999	693,999	1,518,405
発行済株式総数				
普通株式 (株)	6,076,000	6,076,000	6,076,000	15,424,473
A種優先株式 (株)	2,401,742	2,401,742	2,401,742	-
A-1種優先株式 (株)	285,013	285,013	285,013	-
A-2種優先株式 (株)	1,005,510	1,005,510	1,005,510	-
B種優先株式 (株)	1,992,709	1,992,709	1,992,709	-
C種優先株式 (株)	1,125,264	1,125,264	1,125,264	-
D種優先株式 (株)	-	-	988,235	-
純資産額 (千円)	359,476	154,505	436,739	2,121,845
総資産額 (千円)	1,626,915	1,189,379	1,781,008	3,655,255
1株当たり純資産額 (円)	28.06	112.66	153.65	137.53
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	46.03	84.59	40.99	4.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	3.80
自己資本比率 (%)	22.1	13.0	24.5	58.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	2.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	301.07
配当性向 (%)	-	-	-	-
従業員数 (人)	48	49	56	60
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(7)	(6)	(5)	(3)
株主総利回り (%)	-	-	-	-
(比較指標: -) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	1,725
最低株価 (円)	-	-	-	1,170

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1期から第3期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

3. 第1期から第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2020年12月22日付をもって東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から第4期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第1期から第3期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第1期から第3期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇
用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第2期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵
省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任
監査法人により監査を受けております。なお、第1期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第
13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づ
くEY新日本有限責任監査法人の監査はを受けておりません。
10. 当社は、2017年4月3日設立のため、第1期は2017年4月3日から2017年12月31日までの8ヶ月と28日と
なっています。
11. 第2期に企業結合に係る暫定的な処理が確定したことに伴い、第1期の財務諸表に対して遡及修正後の数値
を記載しております。
12. 2020年10月1日開催の取締役会において、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先
株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議
し、2020年10月16日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取
得したA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式
は、2020年10月16日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
13. 2020年12月22日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第1期から第4期まで
の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
14. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
なお、2020年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載
しておりません。

(参考情報) KAIZEN platform Inc.の経営指標等

当社は、2017年7月に、当時当社の親会社であるKAIZEN platform Inc. (米国)と、当社の子会社であるKaizen Platform USA, Inc. (米国)との間で、KAIZEN platform Inc.を吸収合併消滅会社、Kaizen Platform USA, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として当社の株式をKAIZEN platform Inc.の株主に割当交付する三角合併を実施しております。

参考として、親会社であったKAIZEN platform Inc.の経営指標等を掲載いたします。なお、第5期については2017年1月1日から合併前日の2017年6月30日までの6カ月間の数値であります。

(KAIZEN platform Inc.の経営指標等)

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年6月
売上高	(千ドル) (千円)	546 61,613	2,635 296,888	5,406 609,035	8,314 936,663	4,031 454,139
経常損失()	(千ドル) (千円)	336 37,926	3,502 394,551	5,453 614,404	2,797 315,105	787 88,739
当期純損失()	(千ドル) (千円)	335 37,835	3,502 394,551	5,453 614,410	2,797 315,106	799 90,101
資本金	(千ドル) (千円)	150 16,908	5,875 661,908	10,053 1,132,612	18,121 2,041,477	18,173 2,047,312
発行済株式総数						
普通株式	(株)	5,625,000	5,625,000	5,639,375	5,882,257	6,076,000
A種優先株式	(株)	-	2,401,742	2,401,742	2,401,742	2,401,742
A-1種優先株式	(株)	-	-	285,013	285,013	285,013
A-2種優先株式	(株)	-	-	1,005,510	1,005,510	1,005,510
B種優先株式	(株)	-	-	-	1,992,709	1,992,709
純資産額	(千ドル) (千円)	182 20,561	2,386 268,831	1,098 123,741	6,371 717,799	5,331 600,632
総資産額	(千ドル) (千円)	807 90,925	3,359 378,419	2,537 285,915	7,940 894,538	6,287 708,362
1株当たり純資産額	(ドル) (円)	0.03 3.66	0.61 68.37	1.56 175.91	1.96 220.87	2.07 233.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(ドル) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失()	(ドル) (円)	0.10 11.79	0.62 70.14	0.97 109.11	0.48 54.15	0.13 15.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(ドル) (円)	- -	- -	- -	- -	- -
自己資本比率	(%)	22.6	71.0	43.3	80.2	84.8
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) (-)	9 (-)	38 (-)	51 (1)	48 (3)	48 (3)

(注) 1. 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき2017年12月末日現在のTTMに基づき、1米ドル112.66円で換算された金額であります。この換算は、本書を読む投資者の便宜のためのものであり、その金額が上記の相場で実際に日本円に交換されたり、交換できたであろうというように解するべきものではありません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、同社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

- 4．株価収益率については、同社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 5．1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 6．第1期から第5期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2【沿革】

株式会社Kaizen Platformの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2017年4月	東京都港区に株式会社Kaizen Platform(当社)(資本金9,000千円)を設立 デラウェア州法に基づき、米国子会社 Kaizen Platform USA, Inc.を米国カリフォルニア州サンフランシスコ市に設立
2017年7月	親会社(当時)であるKAIZEN platform Inc.と子会社であるKaizen Platform USA, Inc.との間で、KAIZEN platform Inc.を吸収合併消滅会社、Kaizen Platform USA, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として、当社の株式をKAIZEN platform Inc.の株主に割当交付する三角合併を実施
2018年4月	Kaizen Platform USA, Inc.から株式会社Kaizen Platformへ日本事業を事業譲渡 当社とファン・ギヒョン氏(1)との合弁会社としてKaizen Platform Korea, Inc.(大韓民国ソウル特別市)を設立、株式の51%を取得したことにより同社を子会社化
2019年3月	当社が保有するKaizen Platform Korea, Inc.の全株式を同社代表ファン・ギヒョン氏に譲渡(非子会社化)
2020年4月	当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・アドとの合弁会社として株式会社DX Catalyst(東京都品川区)を設立、株式の49%を取得したことにより同社を持分法適用関連会社化
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

(1)ファン・ギヒョン氏は、韓国においてKaizen Platformの代理店であったQTI International, co.,LTD.の元役員

消滅会社であるKAIZEN platform Inc.の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2013年3月	デラウェア州法に基づき、KAIZEN platform Inc.を米国カリフォルニア州サンフランシスコ市に設立
2013年4月	KAIZEN platform Inc.日本支店を設置
2013年8月	「Kaizen Platform エンタープライズ版」の提供を開始し、サイトソリューション事業の運営を開始
2016年8月	「Kaizen Ad」の提供を開始し、Kaizen Video事業の運営を開始
2017年7月	KAIZEN platform Inc.と、当社の子会社であるKaizen Platform USA, Inc.との間で、KAIZEN platform Inc.を吸収合併消滅会社、Kaizen Platform USA, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として、当社の普通株式をKAIZEN platform Inc.の株主に割当交付する三角合併を実施したことにより消滅

3【事業の内容】

当社グループは、「世界をKaizenする」をミッションに事業を行い、企業のDX（注1）推進を支援するプラットフォームとサービスを提供しております。具体的には、クライアントのサービスをわかりやすく、使いやすくすることで、KPIを改善するUX（注2）ソリューションと、5G（第5世代移動通信システム）時代の動画制作プラットフォームを提供する動画ソリューションを主なサービスとして展開しております。さらに、これらの2つのソリューションを発展させて、クライアントのDXをトータルサポートする、DXソリューションを今年度より立ち上げ、その展開を本格化しております。

UXソリューションでは、クライアントのWebサイトのUI（注3）改善に関するコンサルティングを提供するだけでなく、分析やパーソナライズ（注4）が容易に実装可能になるツール提供も行い、UXを向上させるための戦略立案から施策実施までに必要な機能をワンストップで総合的に提供しております。また、動画ソリューションでは、紙媒体やデジタル媒体問わず、既存の素材をもとに早くかつ高品質でリーズナブルな価格での動画の制作を行っております。

それぞれのソリューションは、当社グループのプラットフォーム上のデジタル専門人材（グロースハッカー：注5）ネットワークを活用して提供されております。当社グループにもたらされるクライアントの課題やニーズを踏まえて、当社グループ従業員のプロジェクトマネジメントのもと、最適なグロースハッカーのチームが組成され、クライアントの課題解決に取り組んでいきます。グロースハッカーネットワークには様々な専門領域を持つ人材が在籍しており、グロースハッカーの専門領域や得意分野に基づいて、サイト分析、サイトデザイン案の作成、ディレクションなどの役割を割り当て、フルリモートでプロジェクトを進めていきます。プロジェクトの組成や遂行にあたっては、これまで実施してきた800社、30,000以上の豊富な改善事例とそのデータ蓄積を、KPIの効果的な改善に最大限活用しております。なお、グロースハッカーの報酬体系は成果に連動したものであるため、グロースハッカーは制作会社や開発会社に所属して固定的な報酬を受領する場合に比べて、パフォーマンス次第でより高い報酬を得ることができるため、当社グループのプロジェクトに積極的に参加するインセンティブを持っています。さらに、日本語・英語以外の言語にもプラットフォーム上で対応することが可能となっております。

クライアントは、動画の制作など当初は単発での発注から当社グループのソリューションの利用が始まることが多いですが、その後、制作した動画をサイトで活用することや、その効果を検証する等のニーズが発生することにつながり、当社グループのコンサルティングやツールといった期間利用型ソリューションの利用に発展していく傾向があります。その結果、当社グループの売上は、当社グループのソリューションを継続利用するクライアントの占める比率が高くなるとともに、クライアント当たりの受注単価が増加する傾向にあります。

そして、これらの主なソリューションの属する市場は拡大が見込まれております。国内コンサルティングサービス市場は、2024年には1兆円に達すると予測され（注6）、インターネット広告の市場規模は2兆円を超えて（注7）、テレビ広告を凌駕する規模にまで成長し（注8）、5G携帯端末の販売台数は2025年度には1,900万台を超えると予測され（注9）、5G化に伴って動画広告は2019年から3年間で1.7倍になると見込まれております（注10）。マーケティング領域でのデジタル化はさらに進んでいくと想定される中、UXソリューションと動画ソリューションの事業機会はさらに拡大していくものと当社グループは考えています。

さらに、当社グループのこれらのソリューションは、企業のDXを推進するにあたって大きなメリットを持っています。

経済産業省が2018年9月に公表した『DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～』によれば、2015年には約17万人であったIT人材不足が2025年には約43万人まで拡大すると推定されております。また、既存システムが複雑化、ブラックボックス化していることにより、日本企業のIT予算の8割が既存システムの保守運用に充てられており、新たな付加価値を生み出すためのIT投資が行いにくい状況にあります。そうした状況において、日本企業は、将来の成長と競争力強化のために、DXをいかに実現するかが大きな課題となっております。

当社グループは、DXを実現するための中心課題として、デジタルにおけるUXの変革があると考えております。デザインへの投資は高い利益を生み（注11）、デザインを重視する企業は、それ以外の企業と比較して株価が成長する（注12）とされているように、UXの品質が企業価値に与える影響は大きくなっております。

そして、DX推進における大きな問題点は、ビジネス部門とIT部門の組織のもつれだと、当社グループでは考えています。ビジネス部門のシステムに関する要求は増加し、かつ高度化する一方で、IT部門は人材不足、レガシーシステム（注13）の更新の難しさ、保守運用中心の予算といった制約のため、ビジネス部門の要求に対応しきれず、そのギャップはさらに大きくなりつつあると当社グループは考えています。そうしたギャップが存在しても、DX推進を実現できるのが当社グループの強みであります。クライアントはWebサイトにタグ（注14）を埋め込むことで、既存のレガシーシステムに影響を与えることなくサイト分析、UI改善、パーソナライズ機能の開発が可能である上、フルリモートのグロースハッカーネットワークを活用して、人材採用をせずともスピーディーにDXに取り組むことができます。日本国内のDX市場は2019年に7,912億円の規模と想定され、2030年には3兆425億円の規模にまで成長すると予測されており（注15）、DXの市場拡大は当社グループのさらなる展開につながっていくものと考えております。

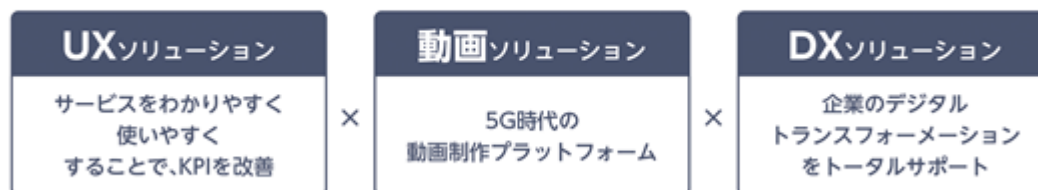
- (注) 1. Digital Transformationの略称であり、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもちに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること
2. User Experience (顧客体験)の略称であり、ユーザーがサービスを利用して得られる体験の総称
3. User Interfaceの略称であり、サイトのデザイン等、ユーザーから見える情報の総称
4. 顧客全員に同じサービスやコンテンツを提供するのではなく、一人ひとりの属性や購買、行動履歴に基づいて最適な情報を提供する手法
5. Webサイトの効果や収益を高め、企業やサービスを成長させる施策を行う人材の総称
6. International Data Corporation(IDC)「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2020年～2024年」
7. 電通「2020年 日本の広告費」
8. 同上。2020年のテレビの広告費は1兆6,559億円
9. 野村総合研究所「2025年度までのICT・メディア市場の規模とトレンドを展望」
10. (株)サイバーエージェント、(株)デジタルインファクト「国内動画広告の市場動向調査」
11. British Design Council “Design Delivers for Business Report 2012”
12. Design Management Institute “What business needs now is design. What design needs now is making it about business.”
13. 技術面の老朽化、システムの肥大化・複雑化、ブラックボックス化等の問題があり、その結果として経営・事業戦略上の足かせ、高コスト構造の原因となっているシステム
14. HTML (Webページを制作するためのコンピューター言語)などで用いられる制御情報のこと。Webページの文字の大きさ、色の指定や画像の配置、リンクなどを表示させる機能を持つ
15. 富士キメラ総研「2020 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」

事業イメージ

■ 事業イメージ

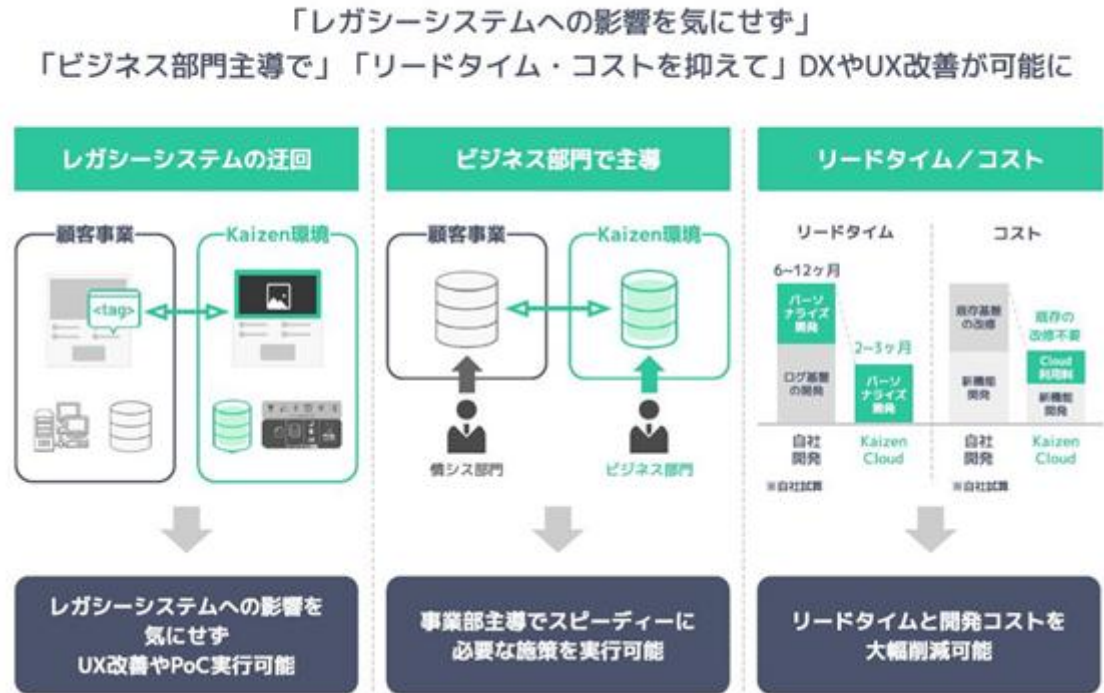
企業のDX推進を支援するプラットフォームとサービスを提供

当社グループは、DXの裏側には必ずUXの変革とそれに伴う収益創造があると考えます



事業の特徴

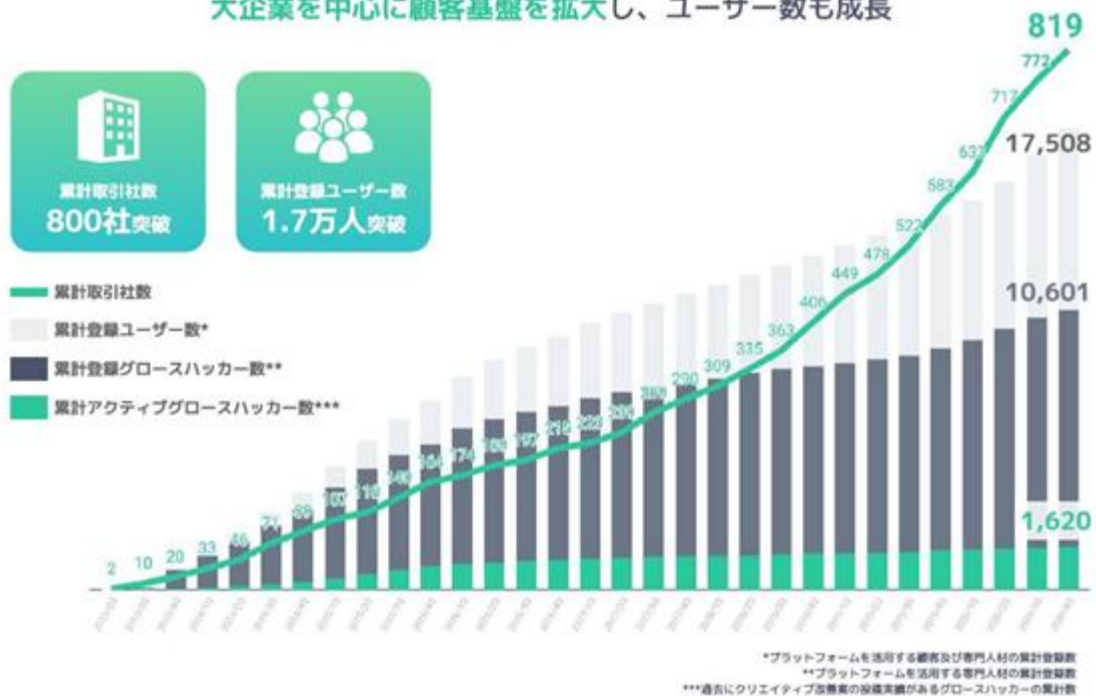
顧客企業から見た時のメリット



拡大するサービス/顧客/ユーザー

拡大するサービス/顧客/ユーザー

ウェブサイトのUX改善、動画制作からDXまで提供サービスを拡張
大企業を中心に顧客基盤を拡大し、ユーザー数も成長



当社グループは、当社及び連結子会社1社（Kaizen Platform USA, Inc.）及び持分法適用関連会社1社（株式会社DX Catalyst）により構成されております。
 当社は国内において「サイトソリューション事業」及び「Kaizen Video事業」を展開しております。また、Kaizen Platform USA, Inc.は、米国を中心に「Kaizen Video事業」を展開しております。この2つの事業及びそのシナジー

を通して、クライアントのUX改善やDXを支援しております。なお、当該事業区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社グループが営む事業の内容は以下のとおりであります。

サイトソリューション事業

サイトソリューション事業は、クライアントのWebサイトのUXを改善することで、CVR(注16)を向上させ、クライアントのWebビジネスの成長を支援するUXソリューションと、企業のDXをトータルサポートするDXソリューションを提供しております。

当初は、一定期間にWebサイトを訪れるユーザーに対して、デザインやレイアウトを複数提示することによってCVRを最適化する施策(A/Bテスト)を行うツールを提供するSaaS(注17)としてのサービスと、A/Bテストを行うためのデザイン案を提供するグロースハッカーをマッチングするプラットフォームを提供していましたが、現在では、これまで蓄積してきた改善事例やデータ、ノウハウを発展させて、UX改善に必要な実行環境に関するツールと体制をワンストップで提供しております。当社グループの運営するプラットフォーム上の様々な領域のデジタル専門人材が、クライアントの課題や業界特性に合わせてデータを活用し、クラウド上でチームを組成し、プロジェクトを推進します。こうしたフルリモートの専門人材のチームである「KAIZEN Team」によって、コンサルティングから実行までにいたるプロフェッショナルサービスを提供し、クライアントのUI改善を支援いたします。

また、タグを設置するだけで、行動ログを収集、蓄積できるだけでなく、コードを書かずにUI改善のためのA/Bテスト、動画設置などの改善策の実施が可能なSaaSである「KAIZEN Engine」を提供しております。こうしたツールによって、クライアントのWebサイトに訪れるユーザーの行動履歴やアクセスログに基づいた、一人ひとりに最適化されたUXの提供もスピーディーに実装が可能となります。

さらに、Kaizen Video事業で展開している動画制作サービスとのシナジーによるDXソリューション「KAIZEN Sales」を2020年5月にリリースしました。「KAIZEN Sales」はブラックボックス化しがちな商談に対して、営業資料を動画化するとともに、営業活動をデータ化・可視化して一括管理し、対面/非対面問わず効率的な営業活動を可能にするクラウド型の営業向けCMS(コンテンツ管理システム)です。昨今、緊急対応としてリモートワークを導入する企業においても、「相手の顔が見えない中での提案」や「慣れないWeb会議システムでの顧客課題ヒアリング」など、リモート環境での営業活動に対する難しさや課題を解決し、質の高い商談が可能となります。

サイトソリューション事業では、課題発見から施策実行までを行うクラウド上のチームと、社内外のデータを活用するためのデータ基盤、施策実行・管理のためのソフトウェアの提供を通じて、クライアントのWebサイトの継続的な改善及びDXを実現し、収益向上を支援しております。

(注)16. Conversion Rateの略称であり、Webサイトの訪問者に対する、そのサイトで商品を購入したり会員登録を行ったりした人の割合

17. Software as a Serviceの略称であり、必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェアをインターネット上のサービスとして提供する仕組み

Kaizen Video事業

Kaizen Video事業は、素材から目的に合わせ、最適なクリエイティブを制作できる動画ソリューションを提供しております。5Gの普及により今後のさらなる動画活用が予想される中、当社グループのグロースハッカーネットワークを活用することで、Web上のコンテンツだけでなく、カタログやチラシなどの紙媒体のコンテンツも含めて、最短5営業日で納品し、動画1本当たり最低5万円からの価格で提供しております。さらに、FacebookやInstagram、YouTubeなどの主要なSNSや動画サイトの動画制作パートナーに認定されており、制作スピードの早さだけでなく、品質の高い動画制作も実現しております。

インターネット広告においては、広告効果のデータに基づく配信の自動化が進められており、効果が高い広告はより多く配信される仕組みとなっております。そのため、広告クリエイティブの役割がより重要になっており、広告効果を維持するためには、クリエイティブを最適化し続ける必要があります。当社グループのサービスによって、クライアントはプラットフォーム上に蓄積している広告効果の高い動画クリエイティブ事例を参照して、目的や掲載面に適した動画クリエイティブを、簡単に発注することができます。

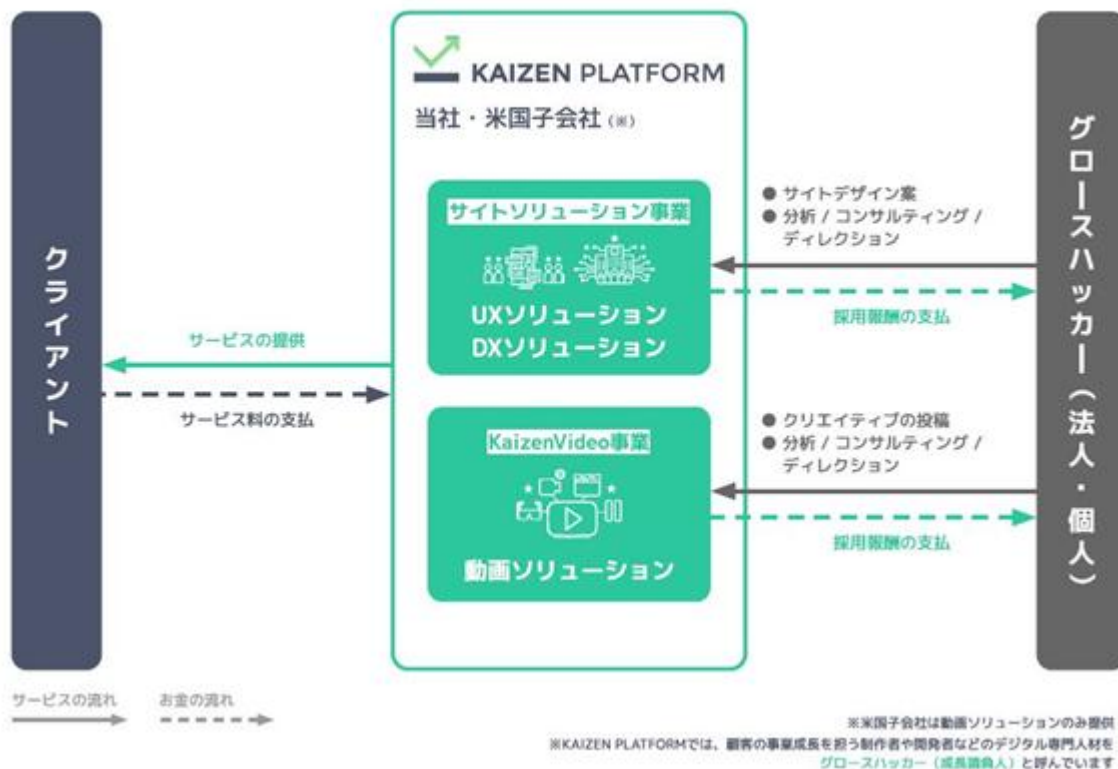
また、カタログ、チラシ等の紙媒体やTVCMなど既存コンテンツから動画を簡単に制作できることもKaizen Video事業が提供するサービスの特色の1つとなっております。これにより、クライアントは動画用の素材を新たに準備することなく、スピーディーな動画制作が可能となるため、クライアントの動画利用に対する取り組みのハードルは下がり、簡単に動画を広告や販売促進に活用することができます。新聞折込用に制作したチラシを素材として動画を作成し、インターネット広告で活用するといった、新しい広告と販売促進のあり方を、当社グループの動画制作プラットフォームを利用することによって実現することができます。

さらに、大学や専門学校のパンフレットを動画化することで、インターネット上での学校紹介を充実させたり、コールセンターのマニュアルを動画化することで業務の効率化を図るなど、企業の広告活動を越えた動画の活用ニ

ズが拡大しており、Kaizen Video事業は、そうしたニーズにも柔軟に対応して、クライアントの課題解決に貢献しております。

[事業系統図]

取引構造



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Kaizen Platform USA, Inc. (注)3	米国カリフォルニア州サンフランシスコ市	500千米ドル	Kaizen Video 事業	100.0	役員の兼任 資金援助あり 資金調達あり
(持分法適用関連会社) 株式会社DX Catalyst	東京都品川区	1億円	サイトソリューション事業	49.0	役員の兼任

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 特定子会社であります。
 4. 2020年4月1日付で株式会社エヌ・ティ・ティ・アドとの合併会社である株式会社DX Catalystを設立し、持分法適用関連会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
サイトソリューション事業	20 (-)
Kaizen Video事業	15 (-)
報告セグメント計	35 (-)
全社(共通)	27 (3)
合計	62 (3)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営企画部、経理財務部、プロダクション部及びCEO室に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60(3)	37.4	2.58	8,568

セグメントの名称	従業員数(人)
サイトソリューション事業	20 (-)
Kaizen Video事業	13 (-)
報告セグメント計	33 (-)
全社(共通)	27 (3)
合計	60 (3)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営企画部、経理財務部、プロダクション部及びCEO室に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記の文中における将来に関する事項は、本提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「世界をKaizenする」をミッションに事業を行っております。当社グループの事業を通じて、世界を「Kaizen」する様々なチャンスをお客様の方に提供できるようにし、自身の才能や情熱を最大限発揮できるように場所を働くことができる環境を作ることで、豊かな社会の発展に寄与したいと考えております。

(2) 経営戦略、経営環境等

当社グループが対象市場と想定している国内コンサルティングサービスの2019年の市場規模は8,217億円であり、2024年には1兆円に達するものと推定されています（注1）。また、動画広告市場は2020年に3,289億円、2023年には5,065億円と引き続き拡大傾向が続く見込みです（注2）。さらに、国内DX市場は2019年に7,912億円の規模と想定され、2030年には3兆425億円の規模にまで成長すると予測されています（注3）。

今後の中長期的な方向性としては、上述のとおり高い成長が見込まれるUXソリューション、DXの領域において、多様な企業規模・業種のクライアントに対してサービス提供していくことにより、国内におけるDXのニーズを捉え、当該分野での主力企業に成長するとともに、海外への事業展開も拡大してまいります。具体的な経営戦略は以下のとおりです。

出典

- (注) 1. International Data Corporation (IDC) 「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2020年～2024年」
2. (株)サイバーエージェント、(株)デジタルインファクト「国内動画広告の市場動向調査」
3. 富士キメラ総研「2020 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」

既存事業の更なる成長

(a) サイトソリューション事業

多様な企業規模・業種のクライアントに対するサービス提供を通じて蓄積したデータ・ノウハウを活用して、クライアントのWebサイトのパーソナライズ化をより容易にかつ効果的に実行することができるツールの開発や様々な領域のデジタル専門人材（グロースハッカー）から構成されるチーム体制の提供を通じて、クライアントのWebサイトのUX改善を実現します。これにより、新規クライアントを獲得するとともに、既存クライアントに対してより高付加価値なサービスを継続的に提供いたします。

また、5Gの時代を見据えKaizen Video事業で制作している動画を、サイト上やランディングページ、Q&Aページなどに活用して、よりわかりやすく、伝わりやすいサイトへ改善していくことで、クライアントの事業成長に貢献いたします。

さらに、リモート環境での営業活動に対する難しさや課題を解決し、質の高い商談を可能とするDXソリューション「KAIZEN Sales」の提供により、デジタルマーケティングや広告宣伝市場だけでなく、営業販促市場も対象とした事業領域の拡大を目指します。

(b) Kaizen Video事業

5Gの普及により今後のさらなる動画活用が予想される中、既存のコンテンツからスピーディでリーズナブルに質の高い動画が制作できるというプラットフォームの強みを活かし、新規クライアントを獲得します。

その後、クライアントがより容易に高速に動画広告や施策のPDCAを回すことができる仕組みを構築することで動画制作本数を増やし顧客単価の向上を目指すとともに、Webサイトでの動画活用支援（UXソリューション）や営業現場などのリアル接点での動画活用支援（DXソリューション）へ繋げていくことを目指します。

事業領域の拡張

現在取り組んでいるWebサイトや動画の改善だけではなく、アプリ、AR（注1）、VR（注2）やライブコマース（注3）など、DXに関わる様々な領域へ拡大していく事で、今後も成長市場におけるポジションを確立いたします。

直販チャンネル以外の新たなチャンネルの拡大

クライアントへの直販だけではなく、FacebookやGoogleなどのプラットフォーム、広告代理店やハウスエージェンシー（注4）、紙からデジタルへ広告媒体のシフトを進めている印刷会社や出版社等からDX領域のBPOを継続的に請け負うことにより、多大な広告宣伝費を投下することなく、効率的にクライアント開拓を行います。

海外への更なる事業展開

当社グループのサービスはインターネット上で提供されるものであり、時間・場所の制約を受けることはないため、国内で蓄積したデータ・ノウハウを活用して、戦略的に海外展開を図っていきます。

また、当社グループは、複数の大手プラットフォームからクリエイティブパートナーの認定を受けております。大手プラットフォームを通じて、米国を中心に世界各国の企業と事業を展開していくことを目指します。

パートナー認定・選定プログラム一覧

	会社名	パートナー認定・選定プログラム
2017年11月	Facebook, Inc	「Facebook Marketing Partners」の「Creative Platform」 「Facebook及びInstagramにおけるマーケティング活動の支援」を専門とする企業のグローバルコミュニティで、実績に基づいてFacebookが認めるサービスを提供する認定企業を選出する制度であり、「Creative Platform」カテゴリは、「クリエイティブによるマーケティング課題の解決」に特化したパートナーとして、全世界のマーケティング担当者と、最適な広告クリエイティブやこれらを生み出すクリエイター/ユーザーとを結び付けることで広告成果の向上を実現する企業であるという認定
2019年6月	Google LLC	「App preferred creative partner」 Googleアプリ広告の認定パートナーシッププログラム 「YouTube Creative Partner」 YouTubeにおけるマーケティング活動の支援を行なっている企業の中で、特にクリエイティブによる課題解決に特化した企業が実績に基づいて認定を取得できるパートナーシッププログラム
2019年10月	Amazon.com, Inc	「Service Provider Network」 Amazonで販売する企業のパフォーマンス改善をサポートすることを目的としたプロバイダープログラム 日本では未実装のプログラムであり、米国での認証取得

- (注) 1. 「Augmented Reality (拡張現実)」の略称であり、現実世界上にCGなどで作った映像等を重ねて、現実空間を拡張させる技術
2. 「Virtual Reality (仮想現実)」の略称であり、コンピューター上で、CG等で作った現実に似せた仮想空間を投影させる技術のこと。ヘッドマウントディスプレイ等で閲覧する形を採ることが多く、ARとは異なり、現実世界の映像は見ることなく、仮想現実の映像のみを見ることとなる
3. 有名人等がライブ動画を配信し、視聴者はリアルタイムに質問やコメントをしながら商品を購入できるという新しいEコマースの形態
4. 特定の事業会社専属の広告会社

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、客観的な指標等として、以下のKPI (Key Performance Indicator:重要業績指標) を設定し経営上の目標の達成状況を判断しております。

全社KPI (下記は各四半期末時点、ARPUは各四半期会計期間の数値)

	累計取引社数 (社) (注1)	累計 登録ユーザー数 (件) (注2)	累計登録GH数 (件) (注3)	累計 アクティブGH数 (件) (注4)	ARPU (千円) (注5)
2018年第1四半期	309	11,559	8,032	1,300	2,802
2018年第2四半期	335	11,923	8,223	1,333	1,849
2018年第3四半期	363	12,299	8,392	1,357	2,273
2018年第4四半期	406	12,678	8,482	1,373	2,541
2019年第1四半期	449	13,075	8,617	1,384	3,219
2019年第2四半期	478	13,439	8,763	1,411	2,661
2019年第3四半期	522	13,761	8,895	1,446	2,690
2019年第4四半期	583	14,244	9,175	1,508	1,933
2020年第1四半期	633	14,765	9,456	1,544	2,172
2020年第2四半期	717	15,480	9,892	1,574	1,687
2020年第3四半期	772	16,480	10,347	1,602	2,124
2020年第4四半期	819	17,508	10,601	1,620	2,413

(注) 1. 累計取引社数...累計顧客数

2. 累計登録ユーザー数...プラットフォームを活用する顧客及び専門人材の累計登録数

3. 累計登録GH数...プラットフォームを活用する専門人材の累計登録数 (GH: グロースハッカーの略称)

4. 累計アクティブGH数...過去にクリエイティブ改善案の投稿実績があるGHの累計数

5. ARPU...Average Revenue Per Unitの略称であり、1顧客あたりの平均売上金額

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

サービス認知度の向上、新規顧客の獲得

当社グループが今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループのサービス認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを利用したマーケティング・広告活動・大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

グロースハッカーネットワークの健全な拡大

当社グループのソリューションはプラットフォーム上のグロースハッカーネットワークを活用して提供されており、グロースハッカーネットワークの健全な拡大により、当社グループの競争力をより高めていくことができると考えております。

そのため、教育機関との連携によるグロースハッカーの育成、グロースハッカーが互いのノウハウや知識共有することができるコミュニティの運営及びトップレベルのグロースハッカーを表彰する「Growth Hacker Awards」の開催等を通じて、グロースハッカーネットワークの健全な拡大を目指してまいります。

システムの安定性強化

当社グループは、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。

そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。

情報管理体制の強化

当社グループは、グロースハッカーの個人情報保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社グループは、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、当社グループの企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍出来る優秀な人材の採用に取り組んでおります。組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを引き続き継続していく方針であります。

当社グループは、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでおります。関係法令・規則の遵守、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、社内教育を行ってまいります。また、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図っていく方針であります。

新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループは、リモートワークの推奨や会議室における座席間隔の確保等を実施し、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めております。今後におきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響を注視するとともに、想定外のリスクや不測の事態を想定し、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響の仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社の財政状態、経営成績等に与える影響の内容につきましては、合理的に予見することが困難であるものについては具体的には記載しておりません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

市場について

当社グループが提供するUX・動画・DXソリューションの対象市場として、国内コンサルティングサービス市場、動画広告市場、DX市場を想定しております。

国内コンサルティングサービスの2019年の市場規模は8,217億円であり、2024年には1兆円に達するものと推定されています(注1)。

また、動画広告市場は2020年に3,289億円、2023年には5,065億円と引き続き拡大傾向が続く見込みです(注2)。

さらに、国内DX市場は、2019年に7,912億円の規模と想定され、2030年には3兆425億円の規模にまで成長すると予測されています(注3)。

出典

- (注) 1. International Data Corporation (IDC) 「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2020年～2024年」
2. (株)サイバーエージェント、(株)デジタルインファクト「国内動画広告の市場動向調査」
3. 富士キメラ総研「2020 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」

当社グループでは、今後も市場の順調な成長を見込んでおりますが、上記の予測通りに市場が拡大しなかった場合には、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の動向について

現在、当社グループがサービス提供を行う市場をターゲットとした事業を展開する競合企業が複数存在しており、また、今後の市場規模拡大に伴い新規参入が相次ぐと考えております。当社グループは幅広い顧客ニーズに対応できるサービスラインナップの拡充を進め、積極的なマーケティング活動やカスタマーサポートの充実に取り組むとともに、グロースハッカーネットワークを創出することで市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。今後も顧客目線に立ってサービスをより充実させていくと同時に、知名度向上に向けた取り組みを積極的に行ってまいりますが、他に優れたビジネスモデルの競合会社が現れた場合等には、既存事業者や新規参入事業者を含めた競争の激化により、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社グループのサービスは、技術革新のスピードが早く、先端のニーズに合致させたシステムソリューションの構築を行うためには、常に先進の技術ノウハウを把握し、当社グループの技術に取り入れていく必要があります。

このため、当社グループは、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、技術、知見、ノウハウの取得に注力するとともに、開発環境の整備等を進めております。しかしながら、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社グループの事業は、すべてインターネットを介して行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存をしております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大、地震等の自然災害や事故等により予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

サイトソリューション事業への依存について

当社グループの売上高は、主力事業であるサイトソリューション事業への依存が大きくなっております。サイトソリューション事業を展開している市場が拡大していることに加え、クライアント数の増加やサービスの拡充等により、今後もサイトソリューション事業は拡大していくものと考えておりますが、クライアント数の減少や市場規模の縮小等の要因によりサイトソリューション事業の売上高が減少した場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

Kaizen Video事業について

当社グループでは、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。

その取り組みの一環として、2016年8月よりインターネット広告のクリエイティブを改善する「Kaizen Ad」の提供を開始し、Kaizen Video事業の運営を開始しておりますが、その売上規模は全体の34%程度（2020年度）であり、また本事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。

また、将来の事業環境の変化等により、本事業が当社の目論見どおりに推移せず、本事業への投資に対し、十分な回収を行うことができなかつた場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大による経済的影響について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大に伴い、当社グループではリモートワークの推奨や会議室における座席間隔の確保等を実施し、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めておりますが、国内及び海外主要各国において終息に向かわず、拡大が今後数年間にわたり続いた場合は、深刻な経済的影響が生じ、市場の縮小や個人消費の冷え込みに繋がることと予想されます。今後、事態がさらに深刻化、長期化した場合には、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）事業体制に関するリスクについて

優秀な人材の獲得・育成について

当社グループは、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、開発部門を中心に高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。

しかしながら、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画通りに進まなかつた場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役である須藤憲司は、創業者であると同時に創業以来当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社グループでは、取締役会やその他会議体において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、現状では何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開に関するリスク

当社グループは、収益機会の拡大に向けて米国で「Kaizen Ad」を展開しており、今後とも海外展開の強化を図っていく予定であります。

他方、海外展開にあたっては、法律・税制を含む各種規制、経済的・政治的不安、文化・クライアントの嗜好・商慣習の違い、為替変動等の様々な潜在的リスク、事業展開に必要な人材の確保の困難性、及び展開国において競争力を有する競合他社との競争リスクが存在します。当社グループがこのようなリスクに対処できない場合、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスク

個人情報の保護について

当社グループは、グロースハッカー登録情報をはじめとする個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報については、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出し、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績並びに企業グループとしての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループが運営・提供する「Kaizen Platform」及び「Kaizen Ad」では、「著作権法」、「個人情報の保護に関する法律」、「下請代金支払遅延防止法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化に関する法律」といった法規制の対象となっております。

当社グループは、これらの法規制を遵守した運営を行ってきており、今後も社内教育や体制の構築等を行っていく予定であります。しかしながら、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化等が行われ、当社グループが運営する事業が規制の対象になる等制約を受ける場合には、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の管理について

当社グループは、運営するサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、当社グループの経営管理部門及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。

しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があります。こうした場合、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスクについて

継続的な投資と赤字計上について

当社グループは、継続的な成長のため、認知度の向上、グロースハッカー数の拡大、大企業を中心としたクライアントの開拓・深耕などに取り組んでいかなければならないと考えております。創業以来、これらの取り組みを積極的に進めていることもあり、2019年12月期以降の四半期毎の業績は以下のとおり推移しております。

(2019年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期 連結会計期間 (自2019年1月1日 至2019年3月31日)	第2四半期 連結会計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自2019年7月1日 至2019年9月30日)	第4四半期 連結会計期間 (自2019年10月1日 至2019年12月31日)	連結会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
売上高	372,109	312,764	345,150	324,922	1,354,946
売上総利益	195,796	133,387	153,805	99,155	582,145
営業利益又は 営業損失 ()	19,775	60,479	38,864	82,715	162,284

(2020年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期 連結会計期間 (自2020年1月1日 至2020年3月31日)	第2四半期 連結会計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自2020年7月1日 至2020年9月30日)	第4四半期 連結会計期間 (自2020年10月1日 至2020年12月31日)	連結会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
売上高	396,431	349,147	447,353	493,429	1,686,361
売上総利益	189,352	146,974	232,595	253,272	822,194
営業利益又は 営業損失 ()	27,397	34,883	63,240	22,410	23,369

(注) 1. 2019年12月期の各四半期連結会計期間の数値については、監査法人による四半期レビューを受けております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

今後も、これまで以上に営業や開発などにおける優秀な人材の採用を積極的に行うとともに、知名度と信頼度の向上のために広報・PR活動、クライアント獲得のためのマーケティングコスト投下などを積極的に進め、売上高拡大に向けた取り組みを行っていく方針であります。

なお、想定どおりの採用が進まない場合、広報・PR活動及びマーケティング活動の効果が得られない場合には、中期経営計画が達成できない可能性や、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

資金使途について

公募増資による調達資金の使途につきましては、事業拡大に伴い増加する人件費やマーケティング費等の運転資金に充当する予定であります。

しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定どおり資金を投入したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。また、市場環境の変化が激しく、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後においても新株予約権を利用したインセンティブプランを活用していく方針であります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、2020年12月31日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は1,746,531株であり、発行済株式総数15,424,473株の11.3%に相当しております。

配当政策について

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから内部留保が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施可能性及び実施時期については未定であります。

税務上の繰越欠損金について

2020年12月期末には、当社グループに税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の経営成績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上され支払われることになり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼします。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、3,388,956千円となり、前連結会計年度末に比べ2,003,751千円増加いたしました。これは主に、新株発行及び長期借入金の借り入れにより現金及び預金が1,730,196千円、ソフトウェアが87,939千円増加、繰延税金資産を80,897千円計上したことによります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、534,154千円となり、前連結会計年度末に比べ301,174千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が250,000千円増加したことによります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、2,854,801千円となり、前連結会計年度末に比べ1,702,577千円増加いたしました。これは主に、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う新株発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ824,406千円増加したことによります。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるものの、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果により持ち直しに向かうことが期待されております。

当社グループの事業は必ずしも対面によることが必要とされるものではなく、オンラインによる非対面でのコミュニケーションによってもクライアントへのサービスの提供が成立することから、事業への影響は限定的でありました。しかし、顧客の予算凍結や見直しの影響を受け、商談や受注の遅れが生じた結果、一時的に売上高が減少しましたが、非対面やりもートといったオンラインでの企業活動が求められた結果、企業のDX化が加速しており、その動向を商機とするために、営業資料、採用資料、マニュアル等を動画化する商品キャンペーン等を展開することで、売上成長基調へ復調しております。

国内コンサルティングサービス市場は、2024年には1兆円に達すると予測され（注1）、インターネット広告の市場規模は2兆円を超えて（注2）テレビ広告を凌駕する規模にまで成長し（注3）、5G携帯端末の販売台数は2025年度には1,900万台を超えると予測され（注4）、5G化に伴って動画広告は2019年から3年間で1.7倍になると見込まれております（注5）。マーケティング領域でのデジタル化はさらに進んでいくと想定される中、当社グループの事業機会はさらに拡大していくものと考えています。

また、日本国内のDX市場は2019年に7,912億円の規模と想定され、2030年には3兆425億円の規模にまで成長すると予測されており（注6）、DXの市場拡大は当社グループのさらなる展開につながっていくものと考えております。

このような経営環境の中、当社グループはサイトソリューション事業及びKaizen Video事業の既存顧客の契約継続及び新規顧客の獲得に注力するとともに、新プロダクトの投入、ユーザーインターフェースの改善、顧客数増加に向けたマーケティングなどの先行投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,686,361千円（前連結会計年度比24.5%増）、営業利益23,369千円（前連結会計年度は162,284千円の営業損失）、経常利益36,435千円（前連結会計年度は150,475千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益107,382千円（前連結会計年度は162,646千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

出典

- （注）1．International Data Corporation(IDC)「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2020年～2024年」
2．電通「2020年 日本の広告費」
3．同上。2020年のテレビの広告費は1兆6,559億円
4．野村総合研究所「2025年度までのICT・メディア市場の規模とトレンドを展望」
5．(株)サイバーエージェント、(株)デジタルインファクト「国内動画広告の市場動向調査」
6．富士キメラ総研「2020 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

(サイトソリューション事業)

サイトソリューション事業は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化によりリモートワークの導入など企業のデジタル活用が進む中、営業活動のDXを支援する新サービス「KAIZEN Sales」の提供を開始しました。また、Webサイト改善を行う専門チームを提供する「KAIZEN Team」の販売が順調に推移しております。

この結果、売上高は1,112,984千円(前連結会計年度比14.8%増)、セグメント利益は111,380千円(前連結会計年度は28,583千円の損失)となりました。

(Kaizen Video事業)

Kaizen Video事業は、拡大する顧客の動画広告制作のニーズに加え、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による外出自粛により活用が期待されるチラシやパンフレット等の紙媒体の動画化やオープンキャンパスに代わる学校紹介動画のニーズを的確に捉え、顧客に積極的な営業活動を行いました。

この結果、売上高は573,376千円(前連結会計年度比48.8%増)、セグメント損失は88,010千円(前連結会計年度は133,700千円の損失)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,730,196千円増加し、2,660,345千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動の結果による収入は120,022千円(前連結会計年度は68,308千円の支出)となりました。主なキャッシュ・フローの増加要因は税金等調整前当期純利益30,888千円及び減価償却費95,841千円の計上であります。

(投資活動におけるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動の結果による支出は265,003千円(前連結会計年度比122,674千円の支出増)となりました。主なキャッシュ・フローの減少要因は無形固定資産の取得による支出205,190千円であります。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動の結果による収入は1,886,762千円(前連結会計年度比1,124,473千円の収入増)となりました。主なキャッシュ・フローの増加要因は株式の発行による収入1,639,044千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
サイトソリューション事業	1,112,984	114.8
Kaizen Video事業	573,376	148.8
合計	1,686,361	124.5

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
PIFシステムズ(株)	162,700	12.0	49,300	2.8

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループにおける見積りのうち、重要なものは以下のとおりとなります。

なお、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載の通りであります。

（固定資産の減損）

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討してまいりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

（繰延税金資産の回収可能性）

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断について、将来の課税所得見込額等を慎重に考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を確実に有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。将来課税所得の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度においては、サイトソリューション事業及びKaizen Video事業の既存顧客の契約継続及び新規顧客の獲得に注力するとともに、新プロダクトの投入、ユーザーインターフェースの改善、顧客数増加に向けたマーケティングなどの先行投資を行ってまいりました。その結果、累計取引社数、累計登録ユーザー数、累計登録グロースハッカー数、累計アクティブグロースハッカー数は増加し、当社グループのプラットフォームは拡大を続けております。

累計取引社数、累計登録ユーザー数、累計登録グロースハッカー数、累計アクティブグロースハッカー数、ARPUの推移については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の分析・検討内容は以下のとおりであります。

a．売上高

売上高につきましては、既存顧客の契約継続及び新規顧客の獲得に注力した結果、サイトソリューション事業及びKaizen Video事業の取引社数がともに増加したこと及びARPUが低いKaizen Video事業の取引社数が大きく増加したことで年間でのARPUが低下したことにより、1,686,361千円(前連結会計年度比331,415千円増)となりました。

b．売上原価、売上総利益

売上原価につきましては、主に売上増加に伴う外注費63,398千円の増加等により、864,167千円(前連結会計年度比91,366千円増)となりました。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は、822,194千円(前連結会計年度比240,048千円増)となりました。

c．販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費につきましては、主に認知拡大のために行った広告宣伝費52,664千円の増加がある一方で、旅費交通費の減少14,684千円等により、798,824千円(前連結会計年度比54,394千円増)となりました。

この結果、当連結会計年度の営業利益は、23,369千円(前連結会計年度は162,284千円の営業損失)となりました。

d．営業外収益・営業外費用、経常利益

営業外収益につきましては、主に為替差益32,976千円の増加により、43,625千円(前連結会計年度比27,417千円増)となりました。

営業外費用につきましては、主に東京証券取引所マザーズへの上場に伴う株式交付費11,256千円及び株式公開費用9,385千円の計上があったため、30,559千円(前連結会計年度比26,161千円増)となりました。

この結果、当連結会計年度の経常利益は36,435千円(前連結会計年度は150,475千円の経常損失)となりました。

e．特別利益・特別損失、親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益につきましては、主に固定資産売却益267千円の計上により、314千円(前連結会計年度比314千円増)となりました。

特別損失につきましては、固定資産除却損5,861千円の計上により、5,861千円(前連結会計年度比4,205千円減)となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は107,382千円(前連結会計年度は162,646千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、人件費、外注費やマーケティング費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、自社でのソフトウェア開発における人件費や外注費等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金の調達には自己資金及び金融機関からの借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、2,660,345千円であり、十分な流動性を確保しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業体制、法的規制等様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは常に外部環境の変化に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保及び育成等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、「世界をKaizenする」をミッションに事業を行っております。当社グループの事業を通じて、世界を「Kaizen」する様々なチャンスを多くの方に提供できるようにし、自身の才能や情熱を最大限発揮できるような場所で働くことができる環境を作ること、豊かな社会の発展に寄与したいと考えております。

当社グループがこのビジョンを実現し、かつ、長期的な競争力を維持し更なる向上を図るためには、当社グループの経営陣は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、最大限に入手可能な情報に基づき現在の事業環境を確認し、最善の経営方針を立案するよう努めていく必要があることを認識しております。

4【経営上の重要な契約等】

株式会社エヌ・ティ・ティ・アドとの合併に関する契約

当社は、2020年2月21日開催の取締役会において、株式会社 エヌ・ティ・ティ・アド（以下、NTTアド）とデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の推進を目的とした合併会社を設立することを決議し、合併契約を締結しております。詳細は以下のとおりであります。

1．合併会社設立の理由

当社及びNTTアドは、商用化を控えた大容量データ高速通信を可能にする「5G」時代に向けてDX市場の活性化を実現するため、合併会社を設立いたします。

本合併会社においては、当社が有するDXに関するノウハウ及び実績、NTTアドが有する営業力及びデータへのアクセシビリティを生かし、エヌ・ティ・ティグループ各社へのDX案件の提案強化、データ活用及び実行支援、エヌ・ティ・ティグループのデータを活用した外部へのDX支援を提供する予定であります。

当社は2019年1月にNTTアドと業務・資本提携を行っておりますが、本合併会社の設立により、NTTアドとの関係をさらに強化してまいります。

2．合併会社の概要

名称	株式会社DX Catalyst
所在地	東京都品川区上大崎三丁目1番1号 JR東急目黒ビル
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長谷部 敏治
事業内容	1．DXの支援 2．動画を活用したマーケティングソリューション 3．UXソリューションの提供及びプラットフォーム開発 4．1.2.3に付帯又は関連する事業
資本金	1億円
設立年月日	2020年4月1日
取得する株式の数	980株
取得価額	4,900万円
出資比率	株式会社 エヌ・ティ・ティ・アド 51% 株式会社Kaizen Platform 49%

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は212,275千円であり、その主なものは、顧客へ提供しているソフトウェアプラットフォームへの投資であり、サイトソリューション事業で128,207千円、Kaizen Video事業で81,090千円となっております。

なお、当連結会計年度におきまして重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	サイトソ リューション 事業	ソフトウェア	-	-	138,354	60,168	198,523	20 (-)
	Kaizen Video 事業	ソフトウェア	-	-	85,726	39,029	124,756	13 (-)
	その他	本社内部造 作、情報機器	256	4,308	-	-	4,564	27 (3)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 現在休止中の設備はありません。
 3. 従業員数の()は臨時雇用者数を外書しております。
 4. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は30,862千円であります。

(2) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	ソフトウエ ア仮勘定 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
Kaizen Platform USA, Inc.	米国子会社 (米国カル フォルニア州 サンフランシ スコ市)	Kaizen Video事業	情報機器	-	78	-	-	-	-	2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 現在休止中の設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,000,000
計	55,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,424,473	15,801,738	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	15,424,473	15,801,738	-	-

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 2021年1月20日を払込期日とする有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)による増資により、発行済株式総数は375,600株増加しております。
3. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は1,665株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	2017年6月30日（第1回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 49
新株予約権の数（個）	82,918（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 82,918（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	41（注）2
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 41 資本組入額 20.5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。 当社株式につき上場承認がなされ、金融商品取引所その他これに準ずる公開市場への上場又は登録が行われるまで権利行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2017年6月30日（第2回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	10,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	83（注）2
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2025年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 83 資本組入額 41.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が、死亡若しくは障害以外の事由により、従業員、取締役、又は顧問（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本新株予約権者が、障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から12カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である新株予約権のみを、当該日から12カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

4. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2017年6月30日（第3回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	2,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	87（注）2
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2026年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 87 資本組入額 43.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月未現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月未現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が、死亡若しくは障害以外の事由により、従業員、取締役、又は顧問（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本新株予約権者が、障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から12カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である新株予約権のみを、当該日から12カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

4．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権

を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2018年9月7日(第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	20,000(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43(注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43.434 資本組入額 21.717
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき0.434円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当て等}}{\text{その他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予

約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条に基づき提出する2020年12月期の計算書類の損益計算書において営業利益が黒字化を達成した場合、新株予約権の行使を行うことができる。

本新株予約権発行時において当社の顧問等のアドバイザーであった新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の顧問等のアドバイザーであることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本株新株予約権の行使を行うことができない。

各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の際において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2018年9月7日(第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 36
新株予約権の数(個)	527,500 [525,835] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 527,500 [525,835] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年9月8日 至 2028年9月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43 資本組入額 21.5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。 当社株式につき上場承認がなされ、金融商品取引所その他これに準ずる公開市場への上場又は登録が行われるまで権利行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

3. 組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2018年9月7日（第8回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 3
新株予約権の数（個）	10,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43（注）2
新株予約権の行使期間	自 2018年9月8日 至 2028年9月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 43 資本組入額 21.5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予

約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当その他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2018年10月17日（第6-2回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）	10,000（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43（注）3
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 43.434 資本組入額 21.717
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき0.434円で有償発行しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

3．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

4．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条に基づき提出する2020年12月期の計算書類の損益計算書において営業利益が黒字化を達成した場合、新株予約権の行使を行うことができる。

本新株予約権発行時において当社の顧問等のアドバイザーであった新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の顧問等のアドバイザーであることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本株新株予約権の行使を行うことができない。

各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2018年12月19日（第7-2回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）	2,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年12月20日 至 2028年9月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 43 資本組入額 21.5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2019年8月30日（第9回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 6
新株予約権の数（個）	80,000（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 80,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注）3
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 82.36 資本組入額 41.18
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき2.36円で有償発行しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

3．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

4．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2019年8月30日（第10回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 20
新株予約権の数（個）	133,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 133,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年9月1日 至 2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2019年8月30日（第11回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 51
新株予約権の数（個）	391,750（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 391,750（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年9月1日 至 2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

3．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2019年8月30日（第12回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 3
新株予約権の数（個）	7,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 7,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注）2
新株予約権の行使期間	自 2019年8月31日 至 2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前資本構成の比率}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2019年10月16日（第10-2回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の数（個）	8,750（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,750（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年10月18日 至 2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2019年10月16日（第11-2回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の数（個）	16,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 16,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年10月18日 至 2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予

約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当その他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

3. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2019年12月18日（第10-3回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）	3,750（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 3,750（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年12月20日 至 2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2019年12月18日（第11-3回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）	6,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 6,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年12月20日 至 2029年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2020年3月27日（第13回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）	50,000（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 50,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	89（注）3
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 90.9 資本組入額 45.45
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1.9円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予

約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当その他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

4. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の執行役員、従業員又は当社が業務を委託する者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使することができない。
- (6) 本新株予約権に関して当社と締結した割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

5. 組織再編時の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2020年3月27日（第14回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 6
新株予約権の数（個）	83,750（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 83,750（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	89（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年3月28日 至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 89 資本組入額 44.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3．新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の役員、従業員又は当社が業務を委託する者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使することができない。

(6)本新株予約権に関して当社と締結した割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

4. 組織再編時の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2)交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。

(3)交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4)交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i)上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5)交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6)交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限
上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2020年3月27日（第15回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 6
新株予約権の数（個）	290,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 290,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	89（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年3月28日 至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 89 資本組入額 44.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3．新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の役員、従業員又は当社が業務を委託する者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使することができない。

(6)本新株予約権に関して当社と締結した割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

4. 組織再編時の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2020年8月31日（第16回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 12
新株予約権の数（個）	146,400（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 146,400（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,150（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2030年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,150 資本組入額 575
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を有する者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使することができない。
- (6) 本新株予約権に関して当社と締結した割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

4. 組織再編時の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記に定めるところと同様とする。

決議年月日	2020年8月31日（第17回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 4
新株予約権の数（個）	130,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 130,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,150（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2030年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,150 資本組入額 575
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を有する者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使することができない。
- (6) 本新株予約権に関して当社と締結した割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

4. 組織再編時の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記に定めるところと同様とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年4月3日 (注)1	普通株式 1,800	普通株式 1,800	9,000	9,000	9,000	9,000
2017年6月30日 (注)2	普通株式 6,074,200 A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709	普通株式 6,076,000 A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709	-	9,000	-	9,000
2017年12月13日 (注)3	C種優先株式 1,125,264	普通株式 6,076,000 A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709 C種優先株式 1,125,264	264,999	273,999	264,999	273,999
2019年1月30日 (注)4	D種優先株式 588,235	普通株式 6,076,000 A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709 C種優先株式 1,125,264 D種優先株式 588,235	249,999	523,999	249,999	523,999

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年2月28日 (注)5	D種優先株式 400,000	普通株式 6,076,000 A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709 C種優先株式 1,125,264 D種優先株式 988,235	170,000	693,999	170,000	693,999
2020年10月16日 (注)6	普通株式 7,798,473 A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709 C種優先株式 1,125,264 D種優先株式 988,235	普通株式 13,874,473	-	693,999	-	693,999
2020年12月21日 (注)7	普通株式 1,550,000	普通株式 15,424,473	824,406	1,518,405	824,406	1,518,405

(注)1. 会社設立によるものであります。

発行価額 10,000円

資本組入額 5,000円

2. 当社は、2017年7月1日付で親会社(当時)であるKaizen Platform Inc.と子会社であるKaizen Platform USA, Inc.との間で、Kaizen Platform Inc.を吸収合併消滅会社、Kaizen Platform USA, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として、当社の株式をKaizen Platform Inc.の株主に割当交付する三角合併を行っております。

これに先んじて当社からKaizen Platform Inc.に対して株式無償割当てを行っております。

株式の内容は下記の通りです。

・普通株式 6,074,200株

・A種優先株式 2,401,742株

・A-1種優先株式 285,013株

・A-2種優先株式 1,005,510株

・B種優先株式 1,992,709株

3. 有償第三者割当によるものであります。

割当先 FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合

電通デジタル投資事業有限責任組合

みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合

YJ2号投資事業組合

発行株数 C種優先株式 1,125,264株

発行価額 471円

資本組入額 235.5円

4. 有償第三者割当によるものであります。

割当先	株式会社エヌ・ティ・ティ・アド
発行株数	D種優先株式 588,235株
発行価額	850円
資本組入額	425円

5. 有償第三者割当によるものであります。

割当先	大日本印刷株式会社
発行株数	D種優先株式 400,000株
発行価額	850円
資本組入額	425円

6. 優先株式の取得及び消却

A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2020年10月16日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、2020年10月16日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2020年10月16日開催の臨時株主総会の決議において、優先株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

7. 有償一般募集（ブックビルディングによる募集）

発行価格	1,150円
発行価額	1,063.75円
資本組入額	824,406千円
払込金総額	1,648,812千円

8. 決算日後、2021年1月20日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式375,600株（割当価格1,063.75円、資本組入額531.875円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ199,772千円増加しております。

9. 2021年1月1日から2021年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,665株、資本金及び資本準備金がそれぞれ35千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	8	24	60	27	9	4,692	4,820	-
所有株式数（単元）	-	11,007	6,124	18,579	30,230	1,508	86,764	154,212	3,273
所有株式数の割合（%）	-	7.14	3.97	12.05	19.60	0.98	56.26	100.00	-

（注）2020年10月16日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2020年10月16日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
須藤 憲司	東京都渋谷区	3,523	22.84
石橋 利真	千葉県柏市	1,068	6.92
株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	東京都品川区上大崎3丁目1-1	1,011	6.55
AT-I投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル3階	770	4.99
NORTHERN TRUST CO. (A VFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	754	4.89
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	636	4.12
Japan Ventures 1 L.P. (常任代理人 EIGHT ROADS・キャピタル・アドバイザーズ・ホンコン・リミテッド日本支店)	PEMBROKE HALL, 42 CROW LANE, PEMBROKE, HM19, BERMUDA (東京都港区六本木7丁目7番7号)	510	3.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	460	2.98
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	400	2.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	395	2.56
計	-	9,532	61.80

(注) 2021年1月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーが2020年12月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピー
住所	ロンドン セント・ジェームズズ・ストリート 31-32
保有株券等の数	株式 1,407,600株
株券等保有割合	9.13%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,421,200	154,212	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,273	-	-
発行済株式総数	15,424,473	-	-
総株主の議決権	-	154,212	-

(注) 2020年10月16日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2020年10月16日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年10月1日)での決議状況 (取得期間2020年10月16日)	A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709 C種優先株式 1,125,264 D種優先株式 988,235	
当事業年度前における取得自己株式	-	
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709 C種優先株式 1,125,264 D種優先株式 988,235	
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 2020年10月1日開催の取締役会において、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年10月16日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、2020年10月16日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2020年10月16日開催の臨時株主総会の決議において、優先株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集 を行った取得自己株式				
消却の処分を行った 取得自己株式	A種優先株式 2,401,742 A-1種優先株式 285,013 A-2種優先株式 1,005,510 B種優先株式 1,992,709 C種優先株式 1,125,264 D種優先株式 988,235			
合併、株式交換、株式 交付、会社分割に 係る移転を行った取得 自己株式				
その他()				
保有自己株式数				

(注)2020年10月1日開催の取締役会決議により、2020年10月16日付で会社法第178条に基づき上記の自己株式を消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化を事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回会社法第454条第5項に基づき中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

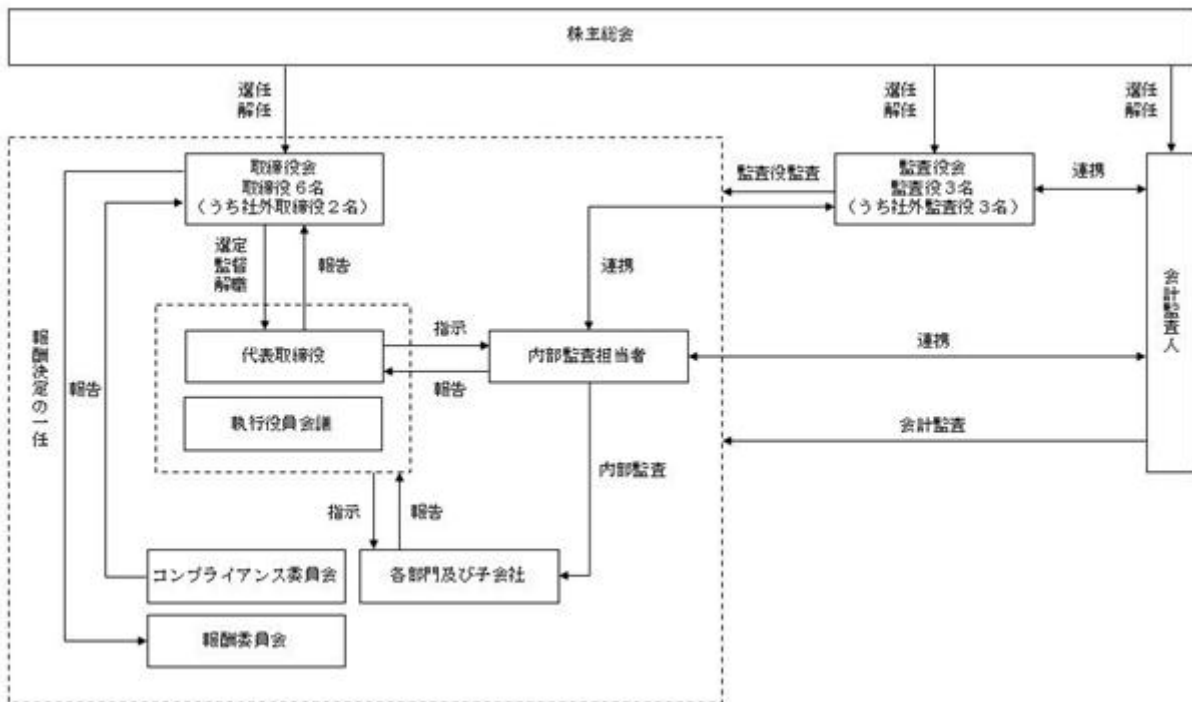
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要図は以下のとおりです。



(イ) 会社の機関の内容

a 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役執行役員 須藤憲司が議長を務め、取締役執行役員 海本桂多、取締役執行役員 高崎一、取締役執行役員 渡部拓也、社外取締役 杉山全功、社外取締役 松山知英の取締役6名で構成されております。

原則として月1回開催される定時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

b 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、社外監査役 小田香織が議長を務め、社外監査役 五宝滋夫、社外監査役 林依利子の監査役3名で構成され、小田香織が常勤監査役であります。

監査役会は監査役全員をもって構成し、原則として月1回開催し、法令、定款及び監査役会規則等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

c 執行役員会議

当社の執行役員会議は、代表取締役執行役員 須藤憲司が議長を務め、取締役執行役員 海本桂多、取締役執行役員 高崎一、取締役執行役員 渡部拓也、常勤監査役 小田香織、執行役員 栄井徹、執行役員 石橋利真の他、必要に応じて代表取締役が指名する者で構成されております。

執行役員会議は、原則として週1回開催する職務権限上の意思決定機関であり、会社業務の円滑な運営を図ることを目的としております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、経営課題の認識の統一を図る機関として機能しております。

d 会計監査人

当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

e コンプライアンス委員会

当社では、代表取締役を委員長とし、取締役、常勤監査役の他、必要に応じて代表取締役が指名する者を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、原則として半年に1回開催しております。役職員のコンプライアンスの徹底、すなわち、法令、定款、規則等の明確に文書化された社会ルールの遵守を目的とし、コンプライアンスに係る取り組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の調査等を行っております。

f 報酬委員会

当社の報酬委員会は、社外取締役 杉山全功が議長を務め、社外取締役 松山知英、代表取締役執行役員 須藤憲司の3名で構成されております。報酬委員会は、取締役及び執行役員の個別の報酬を定めるため、社外取締役を過半数として設置され、原則として年2回（執行役員の報酬が年2回改定、取締役は年1回）開催し、個別報酬額を決定しております。

(ロ) 当該体制を採用する理由

当社は、業務執行の透明性の確保・向上及び経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、上記体制を採用しております。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項等を決議しており、原則毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜、開催しております。また、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役3名）で構成されております。監査役会において決定した監査方針・監査計画に基づき、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施し、取締役会への出席並びに内部監査、会計監査人と連携し、効率的な監査体制を維持しております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しています。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスガイドラインを定め、当社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

内部監査責任者はコンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役に報告を行います。

当社のモニタリング機能の一環として、社外窓口（顧問弁護士事務所内）を含む、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書保管管理規程の定めその他、法令に従い適切に保存・管理を行う体制を構築しています。

取締役及び監査役から要請があった場合は、適時閲覧可能な状態を維持しています。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築しています。

リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備しております。リスク管理規程に基づき、代表取締役はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社全体に周知しています。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎月1回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての決定を迅速に行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告しています。

取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が在籍しています。

執行役員制度を設け、職務執行の効率性を確保しています。

e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及びその子会社等との取引については法令に従い適切に行うとともに、親会社が策定する関係会社管理規程に基づき、親会社に適宜報告をおこなう体制を整備し、親会社との連携を図っています。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて内部監査責任者、法務担当者が適宜対応しています。

監査役より補助使用人配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。

この補助使用人の異動には監査役の同意を得ます。またその人事評価は監査役が行います。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとします。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役又は使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、発見次第速やかに監査役に対して報告を行います。

監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障します。

内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備します。

h. その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。

取締役及び内部監査責任者は、監査役は、職務遂行に必要な情報を適宜に提供するとともに、意見交換等により連携を図っています。

i. 監査役は、職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役は、職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役は、請求等に従い円滑に行える体制とします。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定め、継続的に必要な是正を行っています。

k. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況

反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

八 リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、取締役会に報告しその対応策について協議しております。

また、情報システムの保護について最大限の注意を払っており、情報システムの取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましては、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピュータ・ウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

取締役会で決議できる責任免除について

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

剰余金の配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名、社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

自己株式

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員CEO	須藤 憲司	1980年4月19日生	2003年4月 (株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)入社 2011年4月 (株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス) アドオプティマイゼーション推進室 推進室長 2013年3月 KAIZEN platform Inc.設立 2013年7月 KAIZEN platform Inc. Co-founder&CEO就任 2017年4月 当社 設立 取締役就任 Kaizen Platform USA, Inc. President就任(現任) 2017年6月 当社 代表取締役就任 2019年1月 当社 代表取締役兼執行役員就任 2020年4月 (株)DX Catalyst 取締役就任(現任) 2021年3月 当社 代表取締役執行役員CEO就任(現任)	(注)3	3,523,700
取締役執行役員COO	海本 桂多	1974年3月26日生	1996年4月 国際電信電話(株)(現KDDI(株))入社 2014年6月 (株)mediba 代表取締役就任 2019年1月 当社 取締役就任 2020年3月 当社 取締役兼執行役員就任 2021年3月 当社 取締役執行役員COO就任(現任)	(注)3	-
取締役執行役員CFO	高崎 一	1978年7月1日生	2002年4月 (株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)入社 2012年1月 (株)マクロミル入社 2012年7月 (株)マクロミル 執行役員経営戦略室長就任 2013年10月 (株)マクロミル 上席執行役員経営戦略室兼 経理財務本部担当就任 2019年3月 当社 入社 2019年6月 当社 執行役員経営企画部長就任 2021年3月 当社 取締役執行役員CFO就任(現任)	(注)3	-
取締役執行役員CTO	渡部 拓也	1981年5月8日生	2010年8月 グリー(株) 入社 Native Game統括本部 副本部長 2016年10月 KAIZEN platform Inc.入社 CTO就任 2017年7月 当社 転籍 2018年3月 当社 取締役就任 2019年1月 当社 取締役兼執行役員就任 2021年3月 当社 取締役執行役員CTO就任(現任)	(注)3	-
取締役	杉山 全功	1965年4月16日生	2000年6月 (株)インデックス入社 2004年1月 (株)ザッパラス入社 2004年3月 (株)ザッパラス 代表取締役社長就任 2007年7月 (株)ザッパラス 代表取締役会長兼社長就任 2011年6月 (株)Synphonie(現(株)enish) 代表取締役社長就任 2014年6月 地盤ネットホールディングス(株) 取締役就任(現任) 2014年12月 (株)アイレップ 取締役就任 2018年8月 (株)自律制御システム研究所 取締役就任(現任) 2020年8月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	松山 知英	1964年8月28日生	1988年4月 日本電信電話㈱入社 2018年7月 ㈱エヌ・ティ・ティ・アド 取締役総務局長・経理局長・企画室長・考査室長就任(現任) 2020年3月 当社 取締役就任(現任) 2020年6月 ㈱DX Catalyst 監査役就任(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	小田 香織	1972年5月13日生	2001年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 2012年3月 ㈱オルトプラス 監査役就任 2015年10月 ㈱エル・エム・ジー(現㈱ラパブルマーケティンググループ) 監査役就任(現任) 2018年7月 当社 監査役就任(現任) 2019年1月 ㈱グッドコムアセット 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	五宝 滋夫	1958年1月31日生	1981年4月 麒麟麦酒㈱(現キリンホールディングス㈱)入社 2007年3月 キリン㈱経営監査部兼キリンホールディングス㈱ グループ経営監査担当主査就任 2016年6月 シライ電子工業㈱ 監査役就任(現任) 2016年11月 ㈱一家ダイニングプロジェクト 監査役就任 2017年6月 当社 監査役就任(現任) 2019年6月 ㈱一家ダイニングプロジェクト 取締役監査等委員就任(現任)	(注)4	-
監査役	林 依利子	1976年8月14日生	2001年10月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 2010年1月 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー就任 2019年3月 当社 監査役就任(現任) 2019年11月 依利法律事務所 所長就任(現任) 2019年12月 ㈱チェンジ 取締役就任(現任)	(注)4	-
計					3,523,700

(注)1. 取締役 杉山 全功、松山 知英は、社外取締役であります。

2. 監査役 小田 香織、五宝 滋夫、林 依利子は、社外監査役であります。

3. 2021年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2020年10月16日開催の臨時株主総会終結の時から、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

役職名	氏名	管掌
執行役員CEO	須藤 憲司	グループ経営統括
執行役員COO	海本 桂多	経営企画及び全社事業統括
執行役員CFO	高崎 一	ファイナンス統括
執行役員CTO	渡部 拓也	海外事業及び開発・技術戦略統括
執行役員CGO	栄井 徹	営業及び事業開発統括
執行役員CCO	石橋 利真	組織文化統括

社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役を2名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査役の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準または方針は定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役の杉山 全功氏は、複数の上場企業における取締役としての豊富な経験を有しており、経営全般についての助言・提言を期待して選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権を10,000株保有しておりますが、これ以外に当社グループとの間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の松山 知英氏は、当社の株主であります株式会社エヌ・ティ・ティ・アド（所有株式数1,011,686株）の取締役であり、複数の企業における取締役もしくは監査役としての豊富な経験を有しており、経営全般についての助言・提言を期待して選任しております。なお、当社の株主であります株式会社エヌ・ティ・ティ・アドの取締役であること以外に、同氏と当社グループとの間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の小田 香織氏は、公認会計士として監査法人において監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権を10,000株保有しておりますが、これ以外に当社グループとの間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の五宝 滋夫氏は、長年に渡って多数の会社での監査役としての経験を有しており、客観的かつ中立の立場での助言・提言を期待して監査役に選任しております。なお、同氏と当社グループとの間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の林 依利子氏は、弁護士として弁護士事務所での実務経験を有しており、法務面について豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場での助言・提言を期待して監査役に選任しております。なお、同氏と当社グループとの間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部統制の状況を把握し、発言できる体制となっております。社外監査役は、監査役会を通じて監査役監査、会計監査及び内部監査の状況を把握し、取締役の職務執行を適正に監査できる体制としております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、四半期に1回面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等の固有の問題点の情報共有、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。3名はそれぞれ公認会計士、弁護士及び複数の上場企業や上場準備企業における監査役経験等の豊富な実務経験と専門的知識を有しております。

監査役監査については、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、意見聴取を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っております。

また、監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査担当者や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。また、常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして情報共有に努めております。

なお、当事業年度においては原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしており、各監査役の出席状況については次のとおりであります。

[監査役会への出席状況]

区分	氏名	出席状況
社外監査役（常勤）	小田 香織	15回 / 15回（100%）
社外監査役（非常勤）	五宝 滋夫	15回 / 15回（100%）
社外監査役（非常勤）	林 依利子	15回 / 15回（100%）

内部監査の状況

当社の内部監査は、会社規模、客観性の担保や効率性等を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、外部の公認会計士資格保有者1名にアウトソーシングして実施しております。

内部監査担当者は、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日改善状況を確認します。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、経理財務部が関与しております。

また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

会計監査の状況

イ 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ 継続監査期間

3年間

ハ 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 福原 正三

指定有限責任社員 業務執行社員 田中 卓也

ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他14名であります。

ホ 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任・再任については、当社の業務内容に対応して効率的かつ効果的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査計画、具体的な監査実施要領及び監査費用が合理的かつ妥当であることを確認しております。また、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、当社ビジネスへの理解を勘案し、総合的に判断しております。

へ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人による会計監査の職務遂行状況を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	29,740	-	28,100	2,000
連結子会社	-	-	-	-
計	29,740	-	28,100	2,000

当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワーク(アーンスト・アンド・ヤング)に属する組織に対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。なお、監査報酬の決定にあたっては、監査役会の同意を得ております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を実施した上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、同定時株主総会において年額25,000千円以内と決議しております。

取締役の個別の報酬額については、職務の内容、実績・成果等を勘案し、取締役会の決議により一任された報酬委員会（取締役3名以上で構成され、過半数を社外取締役とする）において決定しております。監査役は監査役会で協議し決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)	
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金		
取締役 (社外取締役を除く。)	44,833	44,833	-	-	3	
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	
社外役員	社外取締役	1,500	1,500	-	-	4
	社外監査役	10,800	10,800	-	-	3

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	930,148	2,660,345
受取手形及び売掛金	179,871	206,463
前払費用	30,259	29,798
その他	5,208	11,991
流動資産合計	1,145,488	2,908,598
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,794	256
工具、器具及び備品(純額)	5,809	4,387
有形固定資産合計	17,604	14,643
無形固定資産		
ソフトウェア	136,141	224,081
ソフトウェア仮勘定	75,002	99,198
その他	417	311
無形固定資産合計	211,561	323,591
投資その他の資産		
投資有価証券	-	343,878
繰延税金資産	-	80,897
敷金及び保証金	20,550	27,345
投資その他の資産合計	20,550	152,122
固定資産合計	239,716	480,357
資産合計	1,385,204	3,388,956
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,942	79,806
未払金	49,141	64,134
未払費用	35,799	41,721
未払法人税等	10,976	19,134
未払消費税等	20,464	31,006
前受金	48,172	37,585
預り金	13,484	10,766
流動負債合計	232,980	284,154
固定負債		
長期借入金	-	250,000
固定負債合計	-	250,000
負債合計	232,980	534,154
純資産の部		
株主資本		
資本金	693,999	1,518,405
資本剰余金	2,713,109	3,537,515
利益剰余金	2,231,015	2,123,632
株主資本合計	1,176,093	2,932,288
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	24,184	77,973
その他の包括利益累計額合計	24,184	77,973
新株予約権	315	485
純資産合計	1,152,224	2,854,801
負債純資産合計	1,385,204	3,388,956

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,354,946	1,686,361
売上原価	772,801	864,167
売上総利益	582,145	822,194
販売費及び一般管理費	1,744,430	1,798,824
営業利益又は営業損失()	162,284	23,369
営業外収益		
受取利息	522	184
協賛金収入	1,600	-
為替差益	7,874	40,850
ロイヤリティ収入	1,762	-
その他	4,448	2,590
営業外収益合計	16,207	43,625
営業外費用		
支払利息	588	1,704
持分法による投資損失	-	5,121
株式交付費	3,019	11,256
株式公開費用	-	9,385
支払手数料	679	3,021
その他	110	69
営業外費用合計	4,398	30,559
経常利益又は経常損失()	150,475	36,435
特別利益		
固定資産売却益	-	2,267
新株予約権戻入益	-	47
特別利益合計	-	314
特別損失		
減損損失	3,925	-
関係会社株式売却損	817	-
固定資産除却損	-	5,861
特別損失合計	10,067	5,861
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	160,542	30,888
法人税、住民税及び事業税	4,015	4,404
法人税等調整額	-	80,897
法人税等合計	4,015	76,493
当期純利益又は当期純損失()	164,558	107,382
非支配株主に帰属する当期純損失()	1,911	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	162,646	107,382

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	164,558	107,382
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	13,903	53,788
その他の包括利益合計	13,903	53,788
包括利益	178,462	53,594
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	176,546	53,594
非支配株主に係る包括利益	1,915	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	273,999	2,293,109	2,068,368	498,740
当期変動額				
新株の発行	419,999	419,999		839,999
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			162,646	162,646
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	419,999	419,999	162,646	677,352
当期末残高	693,999	2,713,109	2,231,015	1,176,093

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,284	10,284	8	2,782	491,246
当期変動額					
新株の発行					839,999
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					162,646
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,899	13,899	306	2,782	16,375
当期変動額合計	13,899	13,899	306	2,782	660,977
当期末残高	24,184	24,184	315	-	1,152,224

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	693,999	2,713,109	2,231,015	1,176,093
当期変動額				
新株の発行	824,406	824,406		1,648,812
親会社株主に帰属する当期純利益			107,382	107,382
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	824,406	824,406	107,382	1,756,195
当期末残高	1,518,405	3,537,515	2,123,632	2,932,288

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	24,184	24,184	315	-	1,152,224
当期変動額					
新株の発行					1,648,812
親会社株主に帰属する当期純利益					107,382
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	53,788	53,788	170		53,618
当期変動額合計	53,788	53,788	170	-	1,702,577
当期末残高	77,973	77,973	485	-	2,854,801

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	160,542	30,888
減価償却費	69,040	95,841
減損損失	9,250	-
固定資産除却損	-	5,861
固定資産売却益	-	267
関係会社株式売却損益(は益)	817	-
受取利息	522	184
支払利息	588	1,704
新株予約権戻入益	-	47
株式交付費	3,019	11,256
株式公開費用	-	9,385
為替差損益(は益)	10,600	42,441
持分法による投資損益(は益)	-	5,121
売上債権の増減額(は増加)	29,811	26,884
仕入債務の増減額(は減少)	10,482	24,918
前受金の増減額(は減少)	38,659	10,481
未払消費税等の増減額(は減少)	6,836	10,542
その他の資産の増減額(は増加)	10,555	5,553
その他の負債の増減額(は減少)	8,865	14,424
小計	64,472	124,085
利息の受取額	522	184
利息の支払額	588	1,704
法人税等の支払額	3,770	2,542
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,308	120,022
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,195	3,467
有形固定資産の売却による収入	-	369
無形固定資産の取得による支出	134,005	205,190
関係会社株式の取得による支出	-	49,000
敷金及び保証金の差入による支出	2,954	7,715
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	2 173	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	142,329	265,003
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	74,998	-
長期借入れによる収入	-	250,000
株式の発行による収入	836,979	1,639,044
株式公開費用の支出	-	2,500
新株予約権の発行による収入	306	217
財務活動によるキャッシュ・フロー	762,288	1,886,762
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,633	11,584
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	549,017	1,730,196
現金及び現金同等物の期首残高	381,131	930,148
現金及び現金同等物の期末残高	1 930,148	1 2,660,345

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

Kaizen Platform USA, Inc.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 株式会社DX Catalyst

(2) 当連結会計年度から株式会社 DX Catalystを持分法適用の関連会社を含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たに株式会社 DX Catalyst株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・ 投資有価証券 移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産 定率法（在外子会社については定額法）

ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年

工具、器具及び備品 2年～5年

ロ 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間

（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日企業会計基準委員会)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1)概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大による影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に関して、現時点においてこれらの影響を合理的に見積ることは困難ですが、外部の情報等を踏まえ、感染拡大による影響が翌連結会計年度中に徐々に改善していくものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損判定等を行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
減価償却累計額	19,671千円	23,322千円

2 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。
コミットメントラインの総額及び借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
コミットメントラインの総額	200,000千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	200,000	500,000

3 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券(株式)	-千円	43,878千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料及び手当	184,450千円	199,235千円
外注費	176,372	177,151

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
工具、器具及び備品	-千円	267千円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区	Kaizen Video事業の テンプレート動画エンジン	自社利用のソフトウェア	9,250千円
計			9,250

当社グループは、管理会計上の区分をもとに、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

Kaizen Video事業のテンプレート動画エンジンにつき、現時点での利用見込みがないため遊休資産と判断し、ソフトウェアの未償却残高の全額を減損損失9,250千円として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定における回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価し、割引率の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）	当連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
為替換算調整勘定：		
当期発生額	13,981千円	53,788千円
組替調整額	77	-
税効果調整前	13,903	53,788
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	13,903	53,788
その他の包括利益合計	13,903	53,788

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,076,000	-	-	6,076,000
A種優先株式	2,401,742	-	-	2,401,742
A-1種優先株式	285,013	-	-	285,013
A-2種優先株式	1,005,510	-	-	1,005,510
B種優先株式	1,992,709	-	-	1,992,709
C種優先株式	1,125,264	-	-	1,125,264
D種優先株式（注）	-	988,235	-	988,235
合計	12,886,238	988,235	-	13,874,473
自己株式				
A種優先株式	-	-	-	-
A-1種優先株式	-	-	-	-
A-2種優先株式	-	-	-	-
B種優先株式	-	-	-	-
C種優先株式	-	-	-	-
D種優先株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）D種優先株式の発行済株式総数の増加988,235株は、2019年1月、2月の有償第三者割当によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	315
合計		-	-	-	-	-	315

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式（注）1、2				
普通株式	6,076,000	9,348,473	-	15,424,473
A種優先株式	2,401,742	-	2,401,742	-
A-1種優先株式	285,013	-	285,013	-
A-2種優先株式	1,005,510	-	1,005,510	-
B種優先株式	1,992,709	-	1,992,709	-
C種優先株式	1,125,264	-	1,125,264	-
D種優先株式	988,235	-	988,235	-
合計	13,874,473	9,348,473	7,798,473	15,424,473
自己株式（注）1				
A種優先株式	-	2,401,742	2,401,742	-
A-1種優先株式	-	285,013	285,013	-
A-2種優先株式	-	1,005,510	1,005,510	-
B種優先株式	-	1,992,709	1,992,709	-
C種優先株式	-	1,125,264	1,125,264	-
D種優先株式	-	988,235	988,235	-
合計	-	7,798,473	7,798,473	-

（注）1. A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2020年10月16日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、2020年10月16日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

2. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

普通株式の取得事由の発生に伴う交付による増加 7,798,473株

公募による新株式の発行による増加 1,550,000株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	485
	合計	-	-	-	-	-	485

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	930,148千円	2,660,345千円
現金及び現金同等物	930,148	2,660,345

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

株式の売却により、Kaizen Platform Korea, Inc.が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出は次のとおりです。

流動資産	724	千円
固定資産	1,393	
流動負債	513	
非支配株主持分	870	
為替換算調整勘定	84	
関係会社株式売却損	817	
株式の売却価額	0	
現金及び現金同等物	173	
差引：売却による支出	173	

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入や第三者割当増資等により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、新規取引時の与信検討及びその後のモニタリングによりリスク低減を図っています。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

在外取引先に対する外貨建ての未払金は、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、運転資金の確保を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、経理規程及び債権管理規程に従い、経理財務部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。また、変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、利益計画に基づき経理財務部が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	930,148	930,148	-
(2) 受取手形及び売掛金	179,871	179,871	-
資産計	1,110,020	1,110,020	-
(1) 買掛金	54,942	54,942	-
(2) 未払金	49,141	49,141	-
負債計	104,083	104,083	-

当連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,660,345	2,660,345	-
(2) 受取手形及び売掛金	206,463	206,463	-
資産計	2,866,808	2,866,808	-
(1) 買掛金	79,806	79,806	-
(2) 未払金	64,134	64,134	-
(3) 長期借入金	250,000	248,319	1,680
負債計	393,941	392,260	1,680

(表示方法の変更)

「敷金及び保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より記載を省略しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載を省略しております。

なお、前連結会計年度の「敷金及び保証金」の連結貸借対照表計上額20,550千円、時価は19,134千円、差額 1,416千円であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日) (千円)	当連結会計年度 (2020年12月31日) (千円)
非上場株式	-	43,878

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	930,148	-	-	-
受取手形及び売掛金	179,871	-	-	-
合計	1,110,020	-	-	-

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,660,345	-	-	-
受取手形及び売掛金	206,463	-	-	-
合計	2,866,808	-	-	-

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	16,640	49,920	49,920	133,520

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上原価の株式報酬費	-	-
一般管理費の株式報酬費	-	-

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
新株予約権戻入益	-	47

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 49名	子会社従業員 1名	子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 298,965株	普通株式 10,000株	普通株式 2,500株
付与日	2017年7月1日	2017年7月1日	2017年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間			
権利行使期間	2019年7月1日から 2027年6月30日まで	2017年7月1日から 2025年8月25日まで	2017年7月1日から 2026年8月23日まで

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名 社外協力者1名	当社取締役1名 当社従業員36名	子会社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 20,000株	普通株式 885,000株	普通株式 32,500株
付与日	2018年9月8日	2018年9月8日	2018年9月8日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間			
権利行使期間	2021年4月1日から 2024年3月31日まで	2020年9月8日から 2028年9月7日まで	2018年9月8日から 2028年9月7日まで

	第6-2回新株予約権	第7-2回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 10,000株	普通株式 9,500株	普通株式 190,000株
付与日	2018年10月18日	2018年12月20日	2019年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間			
権利行使期間	2021年4月1日から 2024年3月31日まで	2020年12月20日から 2028年9月7日まで	2020年4月1日から 2029年8月30日まで

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 20名	当社取締役 1名 当社従業員 51名	子会社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 167,750株	普通株式 504,750株	普通株式 9,000株
付与日	2019年8月31日	2019年8月31日	2019年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間			
権利行使期間	2021年9月1日から 2029年8月30日まで	2021年9月1日から 2029年8月30日まで	2019年8月31日から 2029年8月30日まで

	第10-2回新株予約権	第11-2回新株予約権	第10-3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社従業員 4名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,750株	普通株式 16,000株	普通株式 3,750株
付与日	2019年10月17日	2019年10月17日	2019年12月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間			
権利行使期間	2021年10月18日から 2029年8月30日まで	2021年10月18日から 2029年8月30日まで	2021年12月20日から 2029年8月30日まで

	第11 - 3 回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 6,000株	普通株式 50,000株	普通株式 88,750株
付与日	2019年12月19日	2020年3月28日	2020年3月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間			
権利行使期間	2021年12月20日から 2029年8月30日まで	2021年4月1日から 2030年3月27日まで	2022年3月28日から 2030年3月27日まで

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 12名	当社取締役 4名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 290,000株	普通株式 146,400株	普通株式 130,000株
付与日	2020年3月28日	2020年9月1日	2020年9月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
対象勤務期間			
権利行使期間	2022年3月28日から 2030年3月27日まで	2022年9月1日から 2030年8月31日まで	2022年9月1日から 2030年8月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	95,418		107
付与			
失効	12,500		
権利確定	82,918		107
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末		10,000	2,393
権利確定	82,918		107
権利行使			
失効			
未行使残	82,918	10,000	2,500

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	20,000	651,250	8,595
付与			
失効		123,750	1,199
権利確定		527,500	3,016
未確定残	20,000		4,380
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			3,905
権利確定		527,500	3,016
権利行使			
失効			1,301
未行使残		527,500	5,620

	第6-2回新株予約権	第7-2回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	10,000	2,500	190,000
付与			
失効			110,000
権利確定		2,500	
未確定残	10,000		80,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定		2,500	
権利行使			
失効			
未行使残		2,500	

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	167,750	495,750	
付与			
失効	34,250	104,000	
権利確定			
未確定残	133,500	391,750	
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			9,000
権利確定			
権利行使			
失効			2,000
未行使残			7,000

	第10 - 2 回新株予約権	第11 - 2 回新株予約権	第10 - 3 回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	8,750	16,000	3,750
付与			
失効			
権利確定			
未確定残	8,750	16,000	3,750
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

	第11 - 3 回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	6,000		
付与		50,000	88,750
失効			5,000
権利確定			
未確定残	6,000	50,000	83,750
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与	290,000	146,400	130,000
失効			
権利確定			
未確定残	290,000	146,400	130,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	41	83	87
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	43	43	43
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第6-2回新株予約権	第7-2回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	43	43	80
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	80	80	80
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第10 - 2 回新株予約権	第11 - 2 回新株予約権	第10 - 3 回新株予約権
権利行使価格 (円)	80	80	80
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第11 - 3 回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利行使価格 (円)	80	89	89
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利行使価格 (円)	89	1,150	1,150
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式価値は、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|-------------|
| (1)当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 2,387,011千円 |
| (2)当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | - 千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,614千円	4,539千円
未払賞与	5,593	5,600
敷金及び保証金	3,337	3,614
減価償却超過額	22,849	28,876
減損損失	13,583	7,557
繰越欠損金(注)	391,192	400,908
資産調整勘定	-	51,002
その他	14,322	13,649
繰延税金資産小計	453,493	515,750
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	391,192	377,901
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	62,301	56,950
評価性引当額小計	453,493	434,852
繰延税金資産合計	-	80,897

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (注)	-	-	-	-	-	391,192	391,192
評価性引当額	-	-	-	-	-	391,192	391,192
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損 金(注1)	-	-	-	-	-	400,908	400,908
評価性引当額	-	-	-	-	-	377,901	377,901
繰延税金資産	-	-	-	-	-	23,007	(注2) 23,007

(注1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金400,908千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産23,007千円を計上しております。当該繰延税金資産23,007千円は、税務上の繰越欠損金の残高400,908千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	-%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	-	8.1
住民税均等割	-	13.7
評価性引当額の増減	-	304.5
持分法による投資損益	-	5.1
その他	-	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	247.6

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは「サイトソリューション事業」と「Kaizen Video事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「サイトソリューション事業」は、クライアントのWebサイトのUXを改善することで、CVRを向上させ、クライアントのWebビジネスの成長を支援するUXソリューションと、企業のDXをトータルサポートするDXソリューションを提供しております。

「Kaizen Video事業」は、素材から目的に合わせ、最適なクリエイティブを製作できる動画ソリューションを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項と一致しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	サイトソリューション事業	Kaizen Video 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	969,579	385,367	1,354,946	-	1,354,946
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	969,579	385,367	1,354,946	-	1,354,946
セグメント損失()	28,583	133,700	162,284	-	162,284
セグメント資産	272,224	190,384	462,609	922,595	1,385,204
その他の項目					
減価償却費	60,752	4,202	64,955	4,084	69,040
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	70,788	75,817	146,606	4,946	151,553

(注)1. セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産は主に、親会社での余剰運用資金(現金及び預金)等であります。また、減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物等に係わるものであります

2. セグメント損失()は連結損益計算書の営業損失と一致しています。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	サイトソリューション事業	Kaizen Video 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,112,984	573,376	1,686,361	-	1,686,361
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	1,112,984	573,376	1,686,361	-	1,686,361
セグメント利益又は損失（ ）	111,380	88,010	23,369	-	23,369
セグメント資産	353,505	201,582	555,087	2,833,868	3,388,956
その他の項目					
減価償却費	74,348	16,951	91,300	4,540	95,841
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	128,207	81,090	209,298	2,976	212,275

(注) 1. セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産は主に、親会社での余剰運用資金（現金及び預金）等であります。また、減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物等に係わるものであります

2. セグメント利益又は損失（ ）は連結損益計算書の営業利益と一致しています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
PIFシステムズ(株)	162,700	サイトソリューション事業

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	サイトソリューション事業	Kaizen Video事業	全社・消去	合計
減損損失	-	9,250	-	9,250

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	須藤 憲司	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 32.4	地代家賃支払いに対する債務被保証	地代家賃支払いに対する債務被保証（注）	29,991	-	-

（注）当社は本社建物の賃貸借契約に対して、当社の役員である須藤憲司より債務保証を受けております。取引金額については、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	須藤 憲司	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 22.8	地代家賃支払いに対する債務被保証	地代家賃支払いに対する債務被保証（注）	29,319	-	-

（注）当社は事務所の賃貸借契約に基づく賃借料の支払いについて、当社の役員である須藤憲司より債務保証を受けておりましたが、2020年11月に解消されております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社DX Catalystであり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	-	99,412
流動負債合計	-	9,864
純資産合計	-	89,548
売上高	-	22,250
税引前当期純損失	-	10,271
当期純損失	-	10,451

（注）株式会社DX Catalystは、新たに設立したため、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	388.82円	185.05円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	26.77円	13.84円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	11.30円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため、記載しておりません。
2. 前連結会計年度の1株当たり純資産額の算定につきましては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2020年12月22日付をもって東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日からの当連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	162,646	107,382
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	162,646	107,382
普通株式の期中平均株式数(株)	6,076,000	7,759,012
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,746,531
(うち新株予約権(株))	-	(1,746,531)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式 2,401,742株 A-1種優先株式 285,013株 A-2種優先株式 1,005,510株 B種優先株式 1,992,709株 C種優先株式 1,125,264株 D種優先株式 988,235株 新株予約権16種類(新株予約権の数1,701,168個)	-

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2020年12月22日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2020年11月18日及び2020年12月3日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年1月20日に払込が完了いたしました。

募集方法	: 第三者割当	
発行する株式の種類及び数	: 普通株式	375,600株
割当価格	: 1株につき	1,063.75円
払込金額	: 1株につき	935円
資本組入額	: 1株につき	531.875円
割当価格の総額	:	399,544千円
資本組入額の総額	:	199,772千円
払込期日	: 2021年1月20日	
割当先	: 株式会社SBI証券	
資金使途	: 人件費及びマーケティング費に充当予定	

(注)払込金額は会社法第199条第1項第2号所定の払込金額であり、割当価格は割当先より払い込まれる金額であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金	-	250,000	1.86	2028年8月
計	-	250,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	16,640	49,920	49,920

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	1,192,932	1,686,361
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	-	-	15,935	30,888
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	-	-	12,477	107,382
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	-	2.05	13.84

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	-	11.63	12.23

(注) 当社は、2020年12月22日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当連結会計年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	891,408	2,636,842
受取手形	2,329	-
売掛金	167,424	205,379
前払費用	29,687	29,302
その他	89,089	58,901
流動資産合計	1,179,939	2,930,424
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,794	256
工具、器具及び備品(純額)	5,559	4,308
有形固定資産合計	7,353	4,564
無形固定資産		
のれん	282,310	160,017
ソフトウェア	136,141	224,081
ソフトウェア仮勘定	75,002	99,198
無形固定資産合計	493,454	483,297
投資その他の資産		
関係会社株式	0	49,000
関係会社長期貸付金	80,000	80,000
繰延税金資産	-	80,897
敷金及び保証金	20,260	27,071
投資その他の資産合計	100,260	236,969
固定資産合計	601,069	724,830
資産合計	1,781,008	3,655,255

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,686	78,277
未払金	41,075	58,149
関係会社未払金	91,597	36,728
未払費用	35,799	41,721
未払法人税等	10,976	18,101
未払消費税等	20,464	31,006
前受金	46,320	35,758
預り金	13,484	10,766
流動負債合計	314,404	310,509
固定負債		
長期借入金	-	250,000
関係会社長期借入金	1,029,864	972,900
固定負債合計	1,029,864	1,222,900
負債合計	1,344,268	1,533,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	693,999	1,518,405
資本剰余金		
資本準備金	693,999	1,518,405
資本剰余金合計	693,999	1,518,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	951,574	915,451
利益剰余金合計	951,574	915,451
株主資本合計	436,424	2,121,359
新株予約権	315	485
純資産合計	436,739	2,121,845
負債純資産合計	1,781,008	3,655,255

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,299,370	1,646,841
売上原価	729,024	822,059
売上総利益	570,346	824,782
販売費及び一般管理費	1,808,492	1,874,220
営業損失()	238,146	49,438
営業外収益		
受取利息	3,4518	3,4195
為替差益	2,986	34,019
業務受託料	3,13,807	3,17,743
協賛金収入	1,600	-
その他	5,686	2,543
営業外収益合計	28,598	58,502
営業外費用		
支払利息	3,21,186	3,21,216
株式交付費	3,019	11,256
株式公開費用	-	9,385
その他	790	3,091
営業外費用合計	24,996	44,950
経常損失()	234,543	35,886
特別利益		
固定資産売却益	-	2,267
新株予約権戻入益	-	47
特別利益合計	-	314
特別損失		
減損損失	9,250	-
関係会社株式売却損	2,810	-
固定資産除却損	-	5,861
特別損失合計	12,060	5,861
税引前当期純損失()	246,604	41,432
法人税、住民税及び事業税	2,457	3,342
法人税等調整額	-	80,897
法人税等合計	2,457	77,555
当期純利益又は当期純損失()	249,061	36,123

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	273,999	273,999	273,999	702,513	702,513	154,513
当期変動額						
新株の発行	419,999	419,999	419,999			839,999
当期純損失（ ）				249,061	249,061	249,061
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	419,999	419,999	419,999	249,061	249,061	590,938
当期末残高	693,999	693,999	693,999	951,574	951,574	436,424

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	8	154,505
当期変動額		
新株の発行		839,999
当期純損失（ ）		249,061
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	306	306
当期変動額合計	306	591,245
当期末残高	315	436,739

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	693,999	693,999	693,999	951,574	951,574	436,424
当期変動額						
新株の発行	824,406	824,406	824,406			1,648,812
当期純利益				36,123	36,123	36,123
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	824,406	824,406	824,406	36,123	36,123	1,684,935
当期末残高	1,518,405	1,518,405	1,518,405	915,451	915,451	2,121,359

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	315	436,739
当期変動額		
新株の発行		1,648,812
当期純利益		36,123
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	170	170
当期変動額合計	170	1,685,105
当期末残高	485	2,121,845

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年
工具、器具及び備品	2～5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大による影響に関する会計上の見積り)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントラインの総額及び借入未実行残高は次の通りであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
コミットメントラインの総額	200,000千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	200,000	500,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度91%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料及び手当	178,977千円	195,981千円
外注費	159,605	160,827
減価償却費	3,776	4,292
のれん償却額	112,377	110,038

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	267千円

- 3 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
関係会社からの業務受託料	13,807千円	17,743千円
関係会社からの受取利息	4,000	4,010
関係会社への支払利息	20,597	19,511

(有価証券関係)

前事業年度(2019年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式0千円、関連会社株式49,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,608千円	4,533千円
未払賞与	5,593	5,600
敷金及び保証金	3,337	3,614
減価償却超過額	22,803	28,866
減損損失	13,583	7,557
資産調整勘定	-	51,002
繰越欠損金	217,732	224,164
その他	14,322	13,649
繰延税金資産小計	279,981	338,990
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	217,732	201,157
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	62,249	56,934
評価性引当額小計	279,981	258,092
繰延税金資産合計	-	80,897

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,889	-	-	9,889	9,633	1,538	256
工具、器具及び備品	15,925	2,976	2,206	16,696	12,387	4,126	4,308
有形固定資産計	25,815	2,976	2,206	26,585	22,021	5,664	4,564
無形固定資産							
のれん	564,621	-	31,230	533,390	373,373	110,038	160,017
ソフトウェア	310,166	182,868	32,653	460,381	236,300	91,300	224,081
ソフトウェア仮勘定	75,002	209,298	185,102	99,198	-	-	99,198
無形固定資産計	949,790	392,166	248,986	1,092,971	609,673	201,339	483,297

(注) 「当期増加額」の主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	ソリューション事業に係る自社利用ソフトウェア	38,713千円
ソフトウェア	Kaizen Video事業に係る自社利用ソフトウェア	64,831千円
ソフトウェア仮勘定	ソリューション事業に係る自社利用ソフトウェア	33,024千円
ソフトウェア仮勘定	Kaizen Video事業に係る自社利用ソフトウェア	22,978千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://kaizenplatform.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2020年11月18日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年12月4日及び2020年12月14日関東財務局長に提出。

2020年11月18日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2020年12月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月26日

株式会社Kaizen Platform

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 卓也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Kaizen Platformの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Kaizen Platform及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月26日

株式会社Kaizen Platform

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 卓也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Kaizen Platformの2020年1月1日から2020年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Kaizen Platformの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。